

# 資料編

- 
- 1 大船渡市環境基本条例
  - 2 計画の策定体制
  - 3 計画策定までの経緯
  - 4 環境意識調査（市民・事業者）
  - 5 環境基準等
  - 6 用語解説
-

# 1 大船渡市環境基本条例

平成 13 年 3 月 26 日条例第 10 号  
改正

平成 13 年 11 月 14 日

平成 24 年 3 月 19 日

平成 24 年 10 月 1 日

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 環地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

### (基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が大船渡の豊かな自然の中で生活していることを認識し、恵み豊かな環境と共生する地域社会を構築することを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、恵まれた快適な環境が確保され、これを将来の世代に継承できるように行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない健全かつ持続的な発展が可能な地域社会を構築できるように行われなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、地域社会を構成するすべての者の自主的かつ積極的な参加及び連携により行われなければならない。
- 5 地球環境保全は、地域の環境が地球環境に深くかかわっていることをすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

### (市民の責務)

第 4 条 市民は、その日常生活と環境のかかわりあいを認識し、環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、これに伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第6条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する施策等

### 第1節 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康を保護し、並びに生活環境及び自然環境を保全するよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態を確保すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、海域から陸域に至る多様な自然環境をそれぞれが密接に関連するものとして一体的にとらえながら、地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全すること。
- (3) 優れた自然環境と歴史的環境とが調和した環境その他の生活に潤いと安らぎをもたらす快適な環境を保全及び創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。
- (5) 市民及び事業者の積極的な参加、連携及び協力による環境の保全及び創造を推進すること。
- (6) 地球環境保全を推進し、環境への負荷を低減すること。

### 第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、大船渡市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、大船渡市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を把握し、その結果を大船渡市環境審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

### 第3節 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境に配慮した施策の策定等)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(協定の締結)

第13条 市は、公害の原因となる行為その他の環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者等と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(誘導的措置)

第14条 市は、市民及び事業者が自らの活動に係る環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導し、もって環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備等の推進)

第15条 市は、下水道、廃棄物処理施設その他の環境の保全上の支障を防止するための施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地等公共施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量等の推進)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を推進するものとする。

(地域特性を生かした総合的な措置)

第17条 市は、大船渡湾を中心とする海域と五葉山に象徴される個性豊かな陸域が調和する地域環境の特性を生かしながら、その有機的な連携を基に総合的な環境の保全及び創造が図られるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化に関する意識の高揚)

第18条 市は、ごみのポイ捨てその他の環境の美化に支障を及ぼす行為を防止するため、市民の

環境美化に関する意識の高揚を図るように努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第 19 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、自発的に活動することを促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実に関して必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 20 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、これを適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の参加、連携及び協力の促進)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、市民、事業者及び民間団体の参加、連携及び協力の推進に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(調査等の実施)

第 23 条 市は、環境の状況の把握その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 24 条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第 25 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

### 第 3 章 環境審議会

(設置)

第 26 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、大船渡市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 27 条 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第 8 条第 3 項及び第 5 項に規定する環境基本計画に関する事項を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議すること。
- (3) 第 9 条に規定する報告に関し意見を述べること。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 28 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 環境、産業等に関する団体に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 29 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 30 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 31 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(利害関係者の出席)

第 32 条 審議会が必要があると認めたときは、利害関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 33 条 審議会の庶務は、生活福祉部において処理する。

(補則)

第 34 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 大船渡市環境審議会条例（平成 6 年大船渡市条例第 14 号）は、廃止する。

附 則（平成 13 年 11 月 14 日条例第 82 号）

1 この条例は、平成 13 年 11 月 15 日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成 15 年 6 月 30 日までの間に委嘱される大船渡市環境審議会の委員の任期は、改正後の大船渡市環境基本条例第 29 条本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成 24 年 3 月 19 日条例第 11 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 25 日条例第 30 号）

この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

## 2 計画の策定体制

### (1) 大船渡市環境審議会

#### 大船渡市環境審議会委員名簿

平成 24 年 12 月 31 日現在

#### 1 学識経験を有する者 (6 人)

職 名	氏 名	備 考
気象庁大気環境観測所長	上部 ウィリー	
三陸中部森林管理署長	安 永 正 治	
岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部 大船渡保健福祉環境センター所長	五日市 治	
岩手県沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター所長	高 橋 誠	
岩手県沿岸広域振興局水産部 大船渡水産振興センター所長	佐々木 敏 裕	
岩手県地球温暖化防止活動推進員	沼 田 孝	

#### 2 環境、産業等に関する団体に属する者 (12 人)

職 名	氏 名	備 考
大船渡市公衆衛生組合連合会理事兼顧問	田村 藏右エ門	副会長
大船渡市地域婦人団体連絡協議会長	佐 藤 ヒサ子	
大船渡市漁業協同組合代表理事組合長	岩 脇 洋 一	
綾里漁業協同組合代表理事組合長	佐々木 靖 男	
越喜来漁業協同組合代表理事組合長	中 嶋 久 吉	会長
吉浜漁業協同組合代表理事組合長	庄 司 尚 男	
盛川漁業協同組合代表理事組合長	佐 藤 由 也	
大船渡市農業協同組合代表理事組合長	菅 生 新 一	
気仙地方森林組合代表理事組合長	栞木澤 光 毅	
大船渡商工会議所専務理事	上 野 直 和	
太平洋セメント株式会社大船渡工場長	安 藤 國 弘	
大船渡市食生活改善推進員団体連絡協議会	渡 辺 マサ子	

計18人 (敬称略・順不同)

## (2) 大船渡市環境基本計画策定検討委員会

### 大船渡市環境基本計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 大船渡市環境基本条例第8条に規定する大船渡市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）の策定にあたり、広く各層から意見を聴くとともに、その意見を反映するため、大船渡市環境基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市の求めに応じて、環境基本計画の立案過程において意見を述べること。
- (2) 環境基本計画の推進及び実践に係る市民の自主的な活動を検討すること。
- (3) その他環境基本計画の策定に関する必要な事項を検討すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、学識経験を有する者、環境、産業等に関する団体に属する者、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、環境基本計画案を策定するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、その目的により委員の一部をもって開くことができる。
- 4 市長は、必要に応じて会議に関係のある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生活福祉部市民生活環境課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月24日から施行する。



## 大船渡市環境基本計画策定検討委員会 委員名簿

平成 24 年 12 月 31 日現在

No.	役名等	委員職名	氏 名	摘 要
1	委員長	大船渡市公衆衛生組合連合会長	只 森 敏 矢	
2	副委員長	岩手県地球温暖化防止活動推進員	沼 田 孝	
3	委 員	岩手県環境アドバイザー	本 多 サト子	
4	〃	大船渡市衛生監視員	藤 原 邦 雄	
5	〃	大船渡市地域婦人団体連絡協議会会計	今 野 敦 子	
6	〃	大船渡市民運動推進協議会委員	八 木 正 成	
7	〃	大船渡市水産振興連絡会委員	船 砥 浩 一	
8	〃	気仙地方森林組合参事兼総務課長	舘 脇 清	
9	〃	大船渡市農業協同組合総務部長	柏 崎 明 彦	
10	〃	社団法人大船渡青年会議所事務局次長	米 谷 直	
11	〃	太平洋セメント株式会社大船渡工場 業務部長	青 木 謙 一	
12	〃	東北電力(株)大船渡営業所副所長	横 浜 徹	
13	〃	大船渡市立小中学校副校長会	鈴 木 直 樹	
14	〃	公募	佐 川 静 香	
15	〃	公募	佐 藤 優 子	

### ■助言者

1	学識経験者	環境省東北地方環境事務所 大船渡自然保護官事務所 自然保護官	久保井 喬	
2	学識経験者	大船渡保健福祉環境センター 技術主幹 兼 環境衛生課長	畠 山 英 樹	
3	学識経験者	同 環境衛生課 主査	菊 池 恭 志	

### 3 計画策定までの経緯

年月日	経過等
平成 23 年 11 月 21 日	○平成 23 年度第 1 回環境施策推進会議を開催 (1)環境基本計画に係る平成 22 年度事業実施状況について (2)新しい「環境基本計画」策定に係る基本方針について ほか
12 月 13 日	○平成 23 年度第 1 回環境審議会を開催 (1)環境基本計画に係る平成 22 年度事業実施状況について (2)新しい「環境基本計画」策定に係る基本方針について ほか
平成 24 年 1 月 24 日	○大船渡市環境基本計画策定検討委員会設置要綱を制定
2 月 1 日	○環境基本計画策定検討委員会委員 2 名を公募 (2 月 22 日まで)
2 月～3 月	○環境意識調査 (市民・事業者) の実施
3 月 23 日	○第 1 回環境基本計画策定検討委員会を開催 (1)新しい「環境基本計画」の策定について (2)検討スケジュールについて (3)市民・事業者環境意識調査について
4 月 24 日	○各種団体等との情報交換 (大船渡市衛生監視員)
7 月 12 日	○各種団体等との情報交換 (大船渡市環境保全推進協議会)
7 月 31 日	○第 2 回環境基本計画策定検討委員会を開催 (1)市民・事業者環境意識調査の結果について (2)環境基本計画骨子の改定方針、現行計画の課題と改定に向けた重要事項について
8 月 2 日	○各種団体等との情報交換 (大船渡市ごみ減量等推進懇話会)
8 月 24 日	○平成 24 年度第 1 回環境施策推進会議を開催 (1)環境基本計画に係る平成 23 年度事業実施状況について (2)環境基本計画骨子の改定方針等について ほか
9 月 10 日	○各種団体等との情報交換 (大船渡湾水環境保全計画推進協議会)
9 月 11 日	○平成 24 年度第 1 回環境審議会を開催 (1)環境基本計画に係る平成 23 年度事業実施状況について (2)環境基本計画骨子の改定方針等について (3)市民・事業者環境意識調査の結果について ほか
10 月 9 日	○平成 24 年度第 2 回環境施策推進会議を開催 (1)第 2 次環境基本計画の骨子 (案) について
10 月 12 日	○第 3 回環境基本計画策定検討委員会を開催 (1)第 2 次環境基本計画の骨子 (案) について
10 月 19 日	○環境審議会委員から第 2 次環境基本計画の骨子 (案) について、書面により意見聴取
10 月 23 日	○庁内の環境関連事業を調査、整理

年月日	経過等
12月5日	○第2次環境基本計画（案）を庁内各課へ意見照会
12月17日	○平成24年度第3回環境施策推進会議を開催 (1)第2次環境基本計画（案）について
12月20日	○第4回環境基本計画策定検討委員会を開催 (1)第2次環境基本計画（案）について
平成25年 1月8日～21日	○第2次環境基本計画（案）について、パブリックコメント及び市政モニターからの意見募集を実施 意見総数：8件、10項目
1月15日	○第2次環境基本計画（案）について、市議会全員協議会へ立案過程での報告
1月23日	○平成24年度第4回環境施策推進会議を開催 (1)第2次環境基本計画の最終案について
1月28日	○平成24年度第2回環境審議会を開催 (1)第2次環境基本計画の最終案について
2月22日	○第2次環境基本計画の策定について、市議会へ報告

## 4 環境意識調査（市民・事業者）

### （1）調査の概要

本調査は、大船渡市環境基本計画の策定と推進に、大船渡市の市民や事業者の意識・意向を反映することを目的として、次のとおり実施しました。

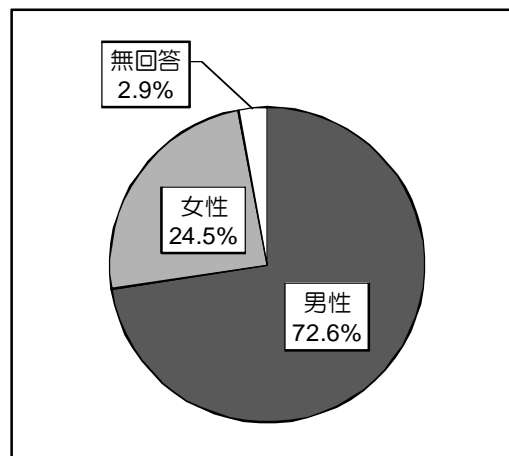
市民意識調査	
実施時期	平成 24 年 2 月 16 日（木）から 3 月 4 日（日、投函）まで
配布・回収方法	郵送
対象	18 歳以上の市民 1500 人 ※住民基本台帳から世帯主を無作為抽出
回答返送数	787
回答返送率	52.5%
備考	集計結果において小数点以下を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある
事業者意識調査	
実施時期	平成 24 年 2 月 16 日（木）から 3 月 4 日（日、投函）まで
配布・回収方法	郵送
対象	市内に事業所を置く事業者 100
回答返送数	73
回答返送率	73.0%
備考	集計結果において小数点以下を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある

### （2）市民意識調査

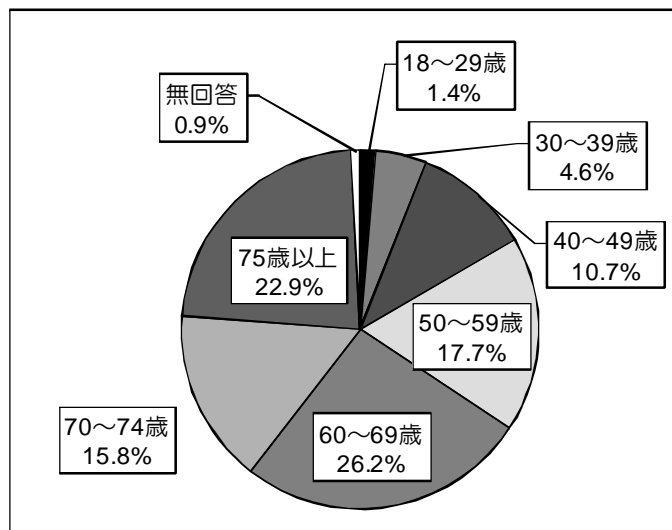
#### ① 回答者について

質問：あなたのことについておたずねします。あてはまるものをそれぞれ 1 つだけ選び○で囲んでください。

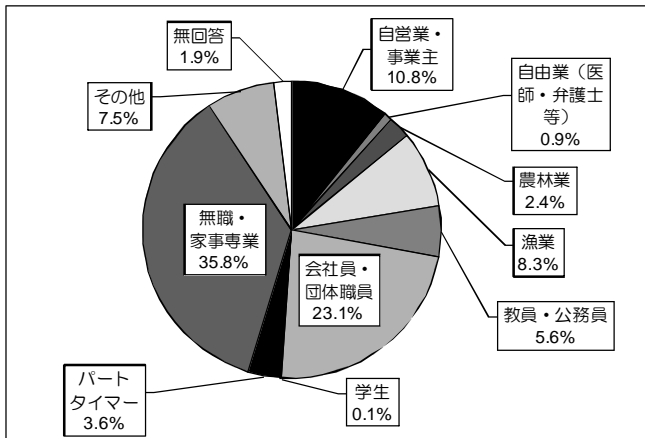
ア 性別



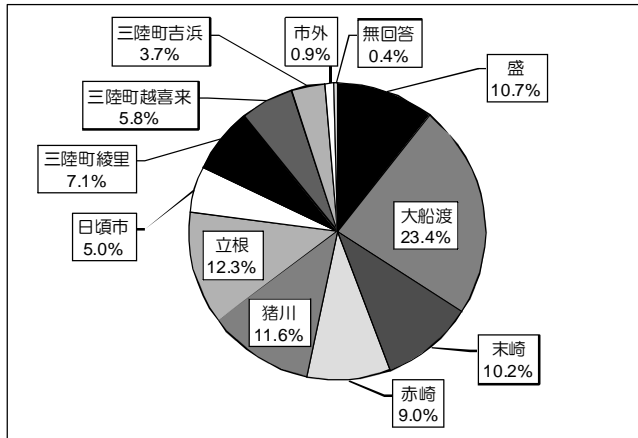
イ 年齢



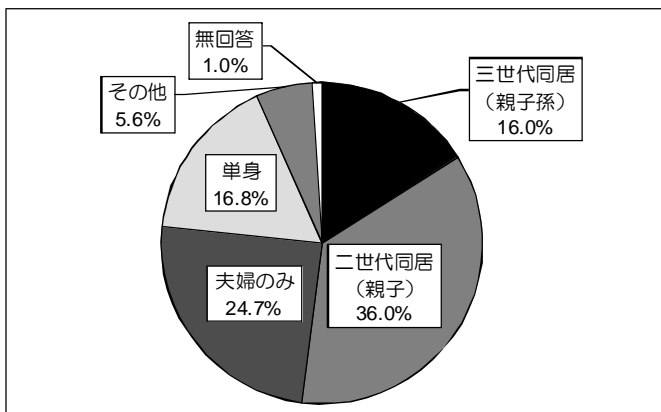
ウ 主な職業（震災前）



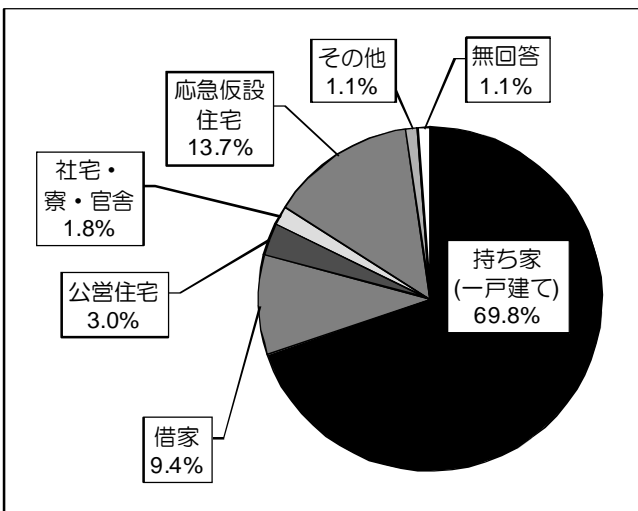
エ お住まいの地区（現在）



オ 家族の構成（現在）

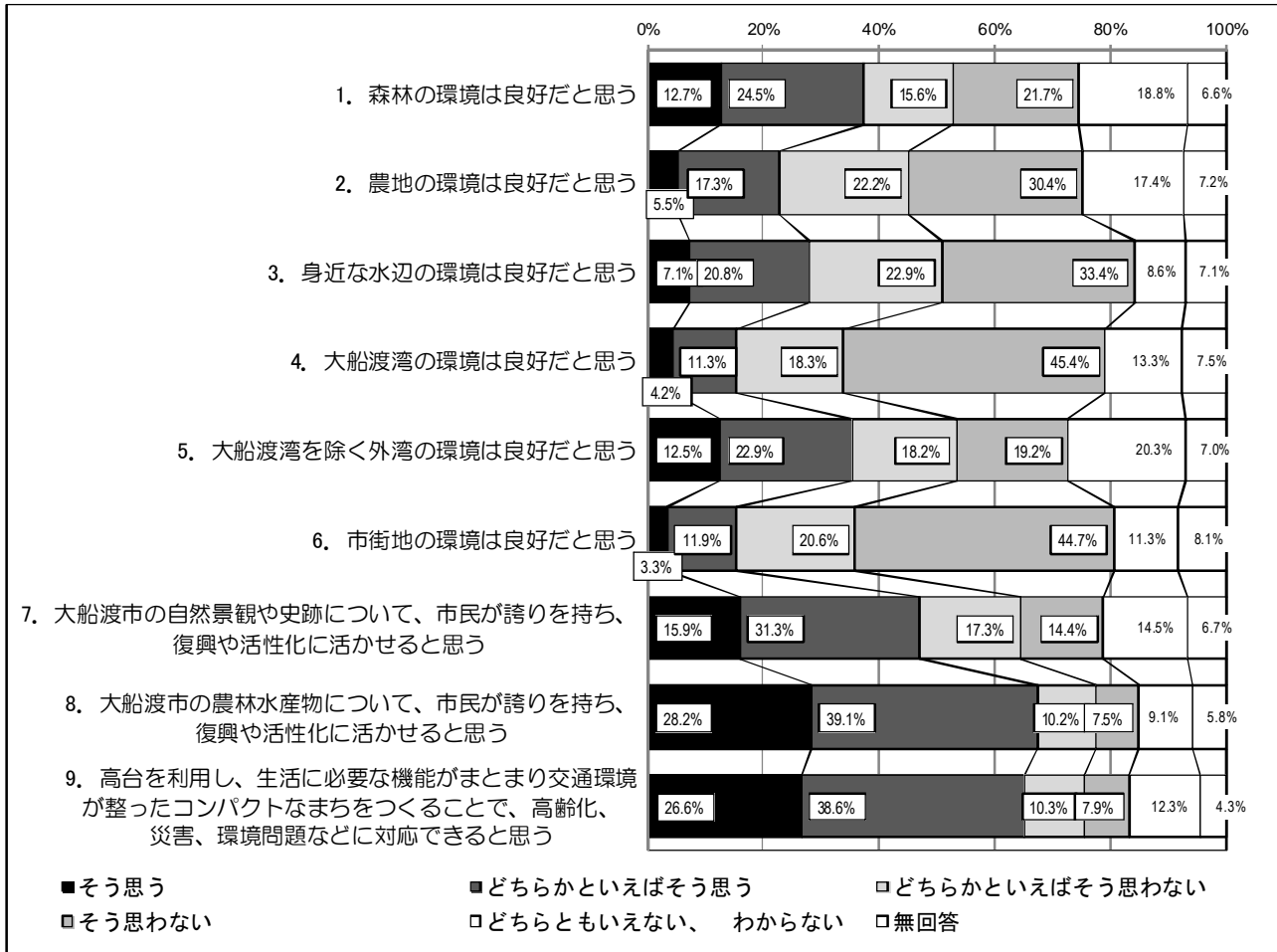


カ 住宅の種類（現在）



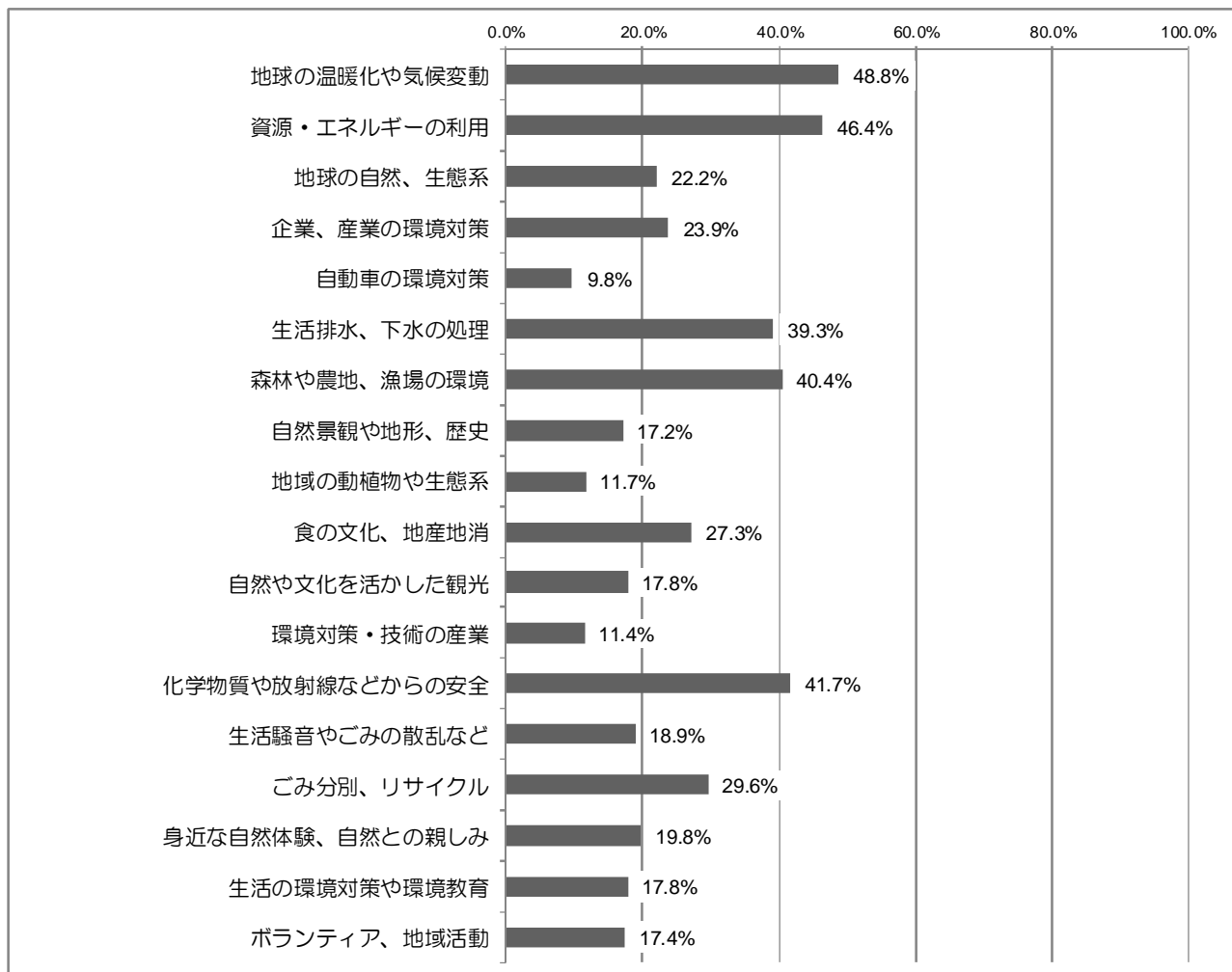
## ② 現在の大船渡市の環境について

質問：震災後、現在の大船渡市の環境についておたずねします。あなたの意見に最も近いものをそれぞれ1つだけ選び○で囲んでください。



### ③ 環境のテーマについて

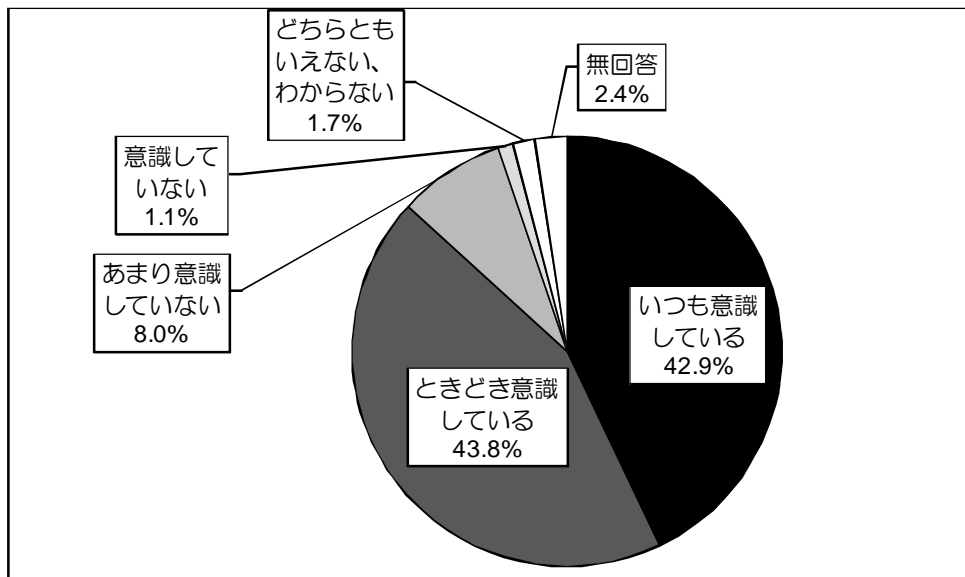
質問：あなたは現在、どのような環境のテーマに興味や関心がありますか。次の中から関心の高いものを選び○で囲んでください。数に制限はありません。該当しない場合、回答は不要です。



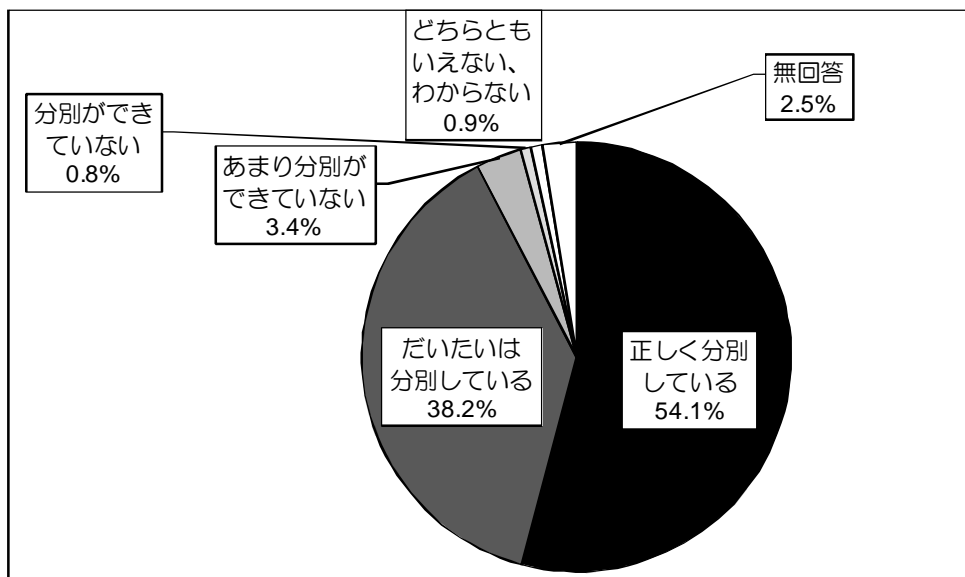
#### ④ ごみ処理や減量化、リサイクルについて

質問：ごみ処理や減量化、リサイクルについておたずねします。あなたの意見に最も近いものをそれぞれ1つだけ選び○で囲んでください。

○余分なものを買わない、包装を断る、無駄なく使うなど、生活の中でごみを増やさないことを意識していますか。

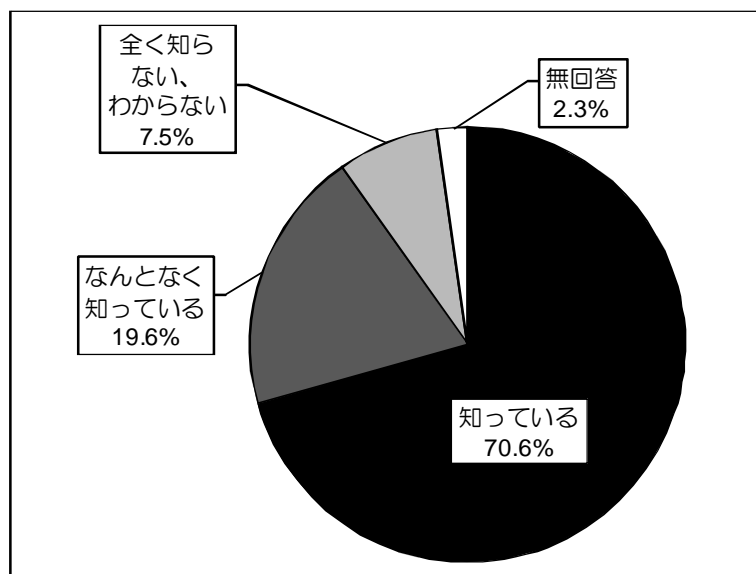


○あなたのご家庭ではごみの分別を正しく行っていますか。

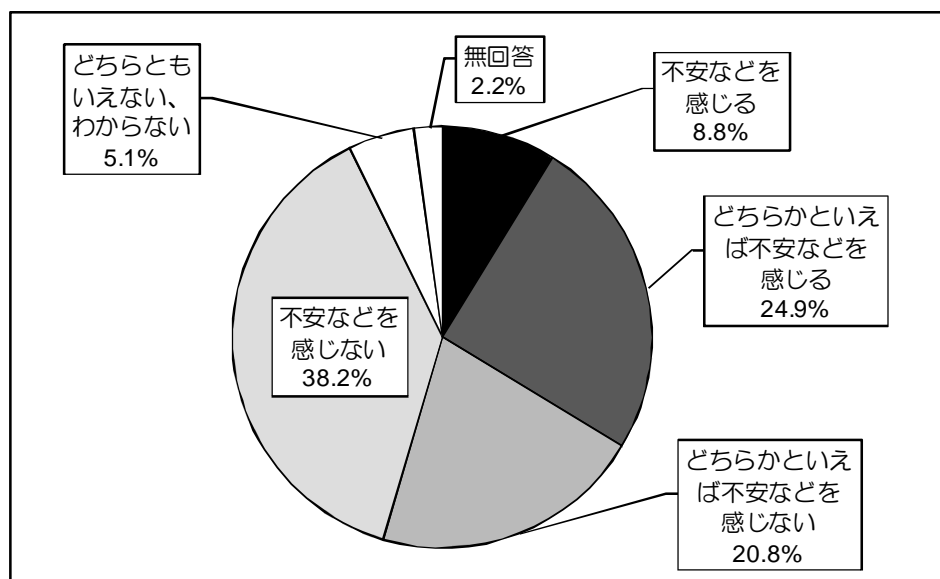




○プラスチック類などのごみを「再利用ごみ」として一部の地区で分別収集し、燃料資源などとしての再利用（リサイクル）する事業をご存じですか。

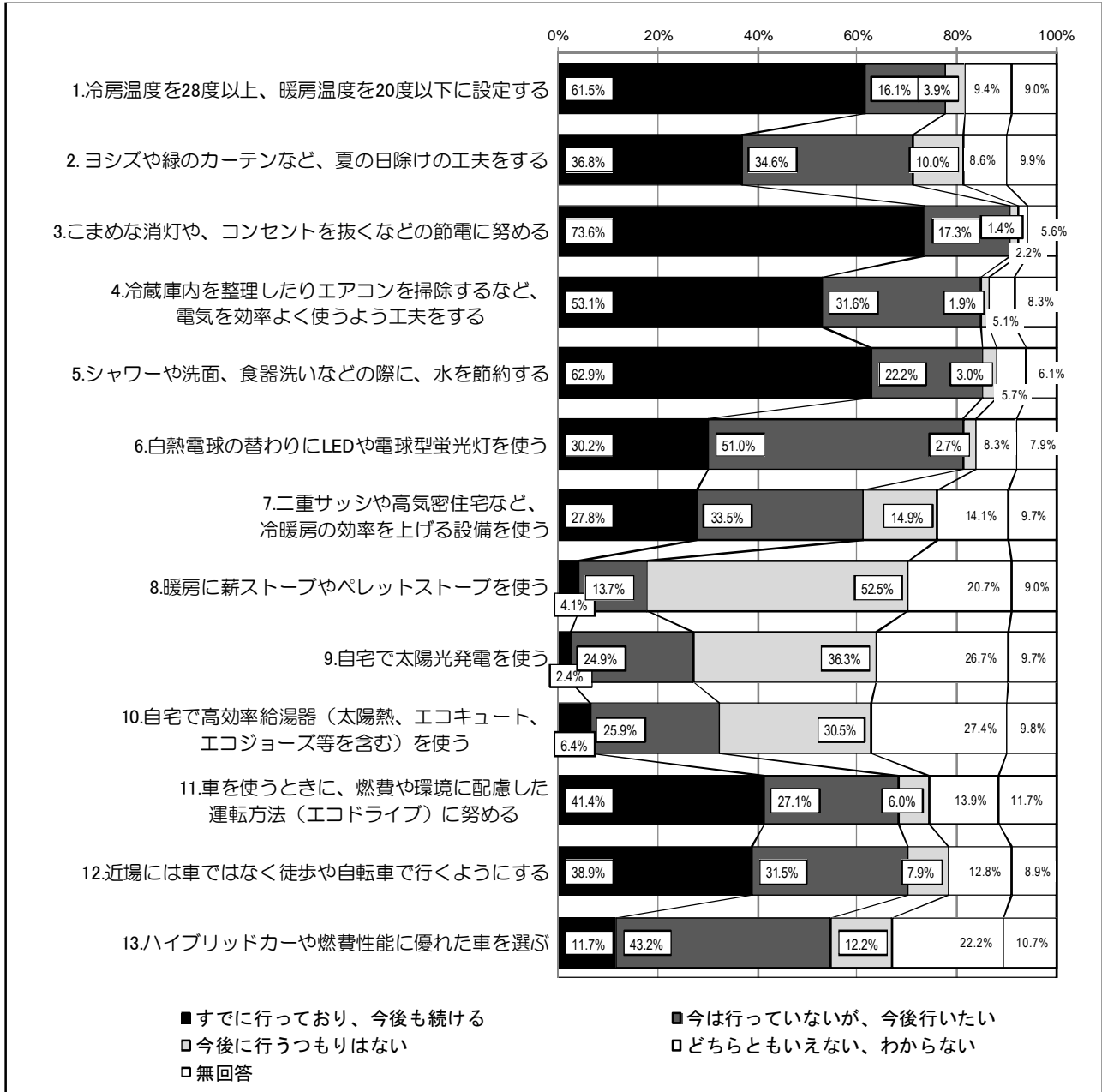


○今後、「再利用ごみ」の分別収集を市内全域で行う計画がありますが、ごみの分別方法が変わることについて、不安などを感じますか。



⑤ 省エネルギーや自然エネルギーについて

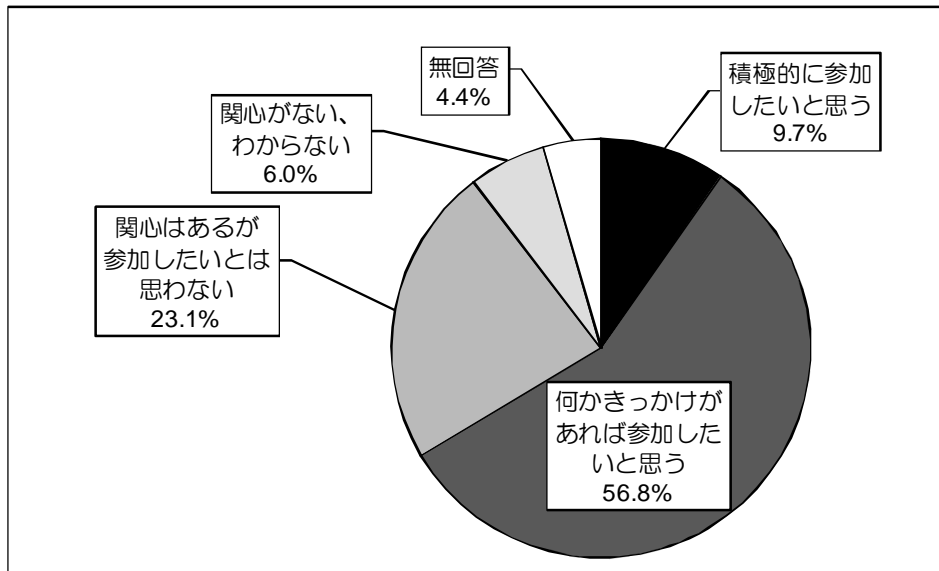
質問：省エネルギーや自然エネルギーについておたずねします。あなたのご家庭の現状に最も近いものをそれぞれ1つだけ選び○で囲んでください。



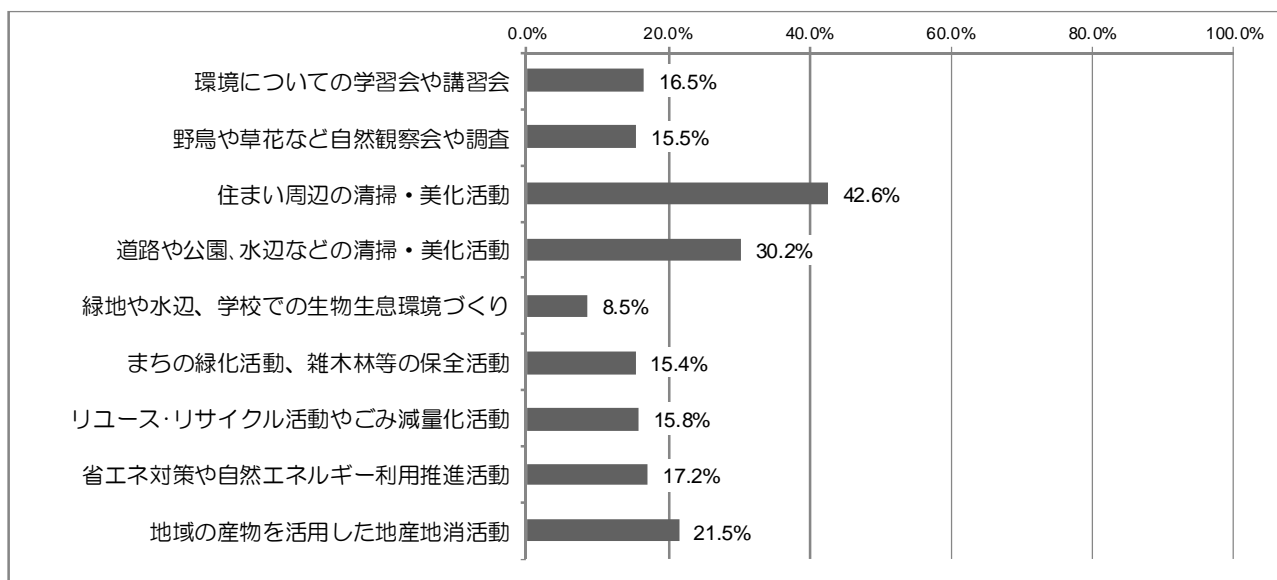
## ⑥ 学習や取組参加について

質問：環境についての学習や取組参加についておたずねします。

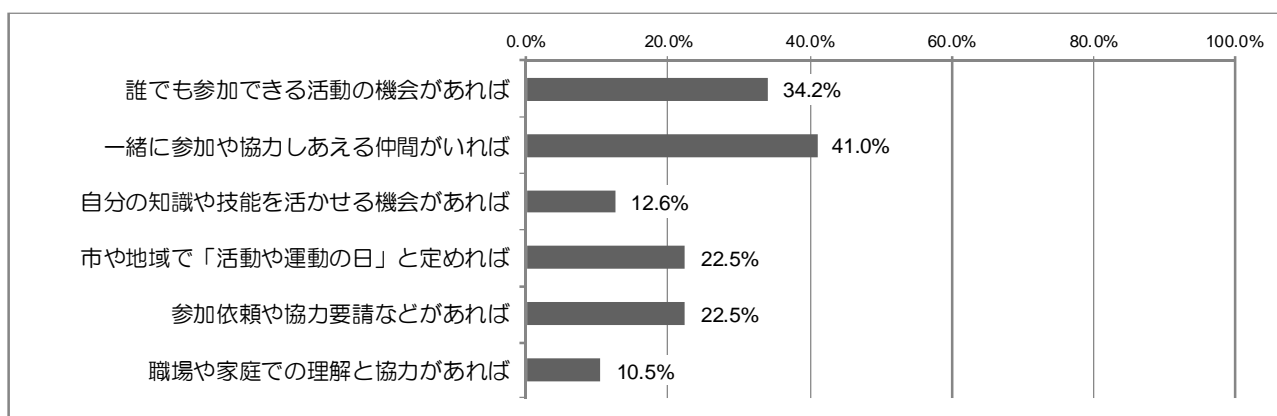
○環境保全活動についてどう思いますか。あなたの意見に最も近いものを1つだけ選び○で囲んでください。



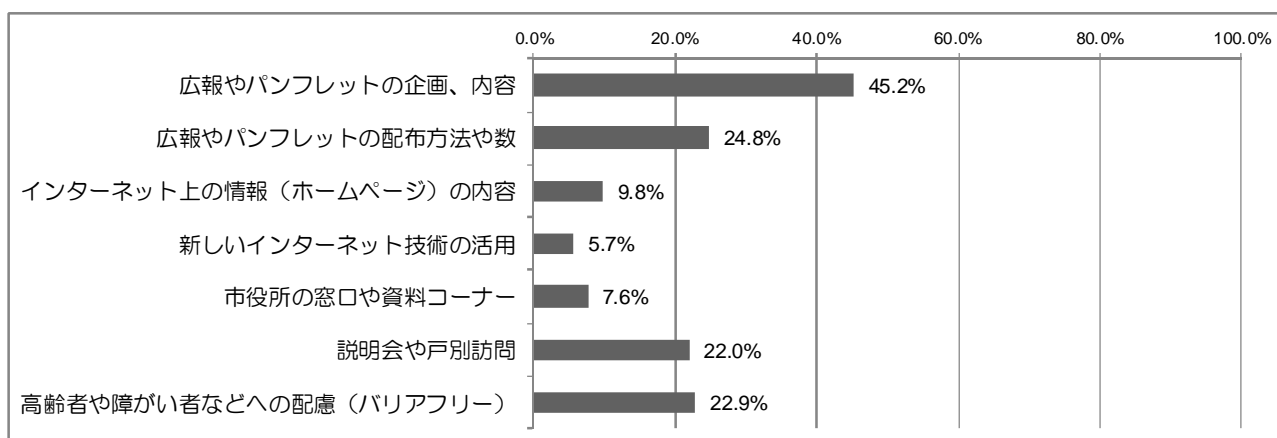
○次の中から参加してみたいと思う活動を選び○で囲んでください。数に制限はありません。該当しない場合、回答は不要です。



○どのようなことがあれば参加しやすいですか。あなたの意見に近いものを選び○で囲んでください。数に制限はありません。該当しない場合、回答は不要です。



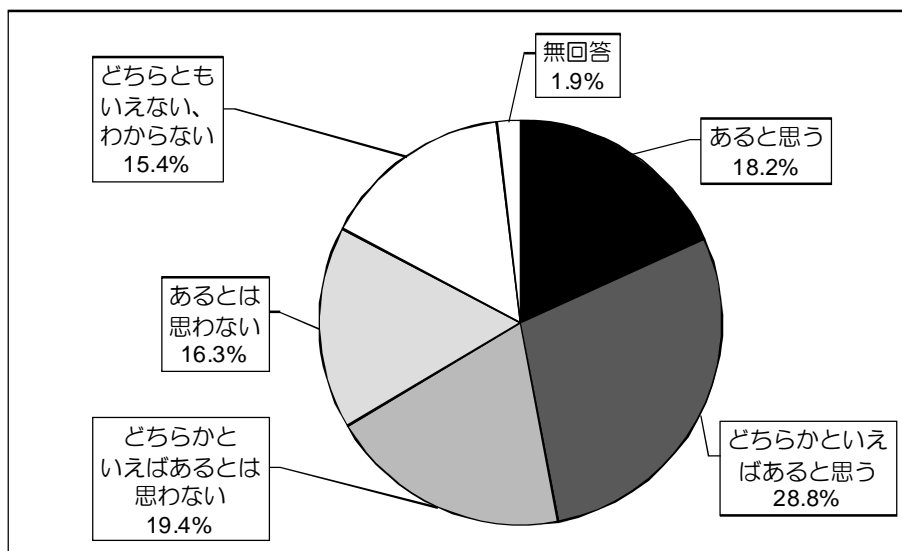
○市役所からのお知らせや生活情報について、どのようなことをもっと充実したらよいと思いますか。あなたの意見に近いものを選び○で囲んでください。数に制限はありません。該当しない場合、回答は不要です。



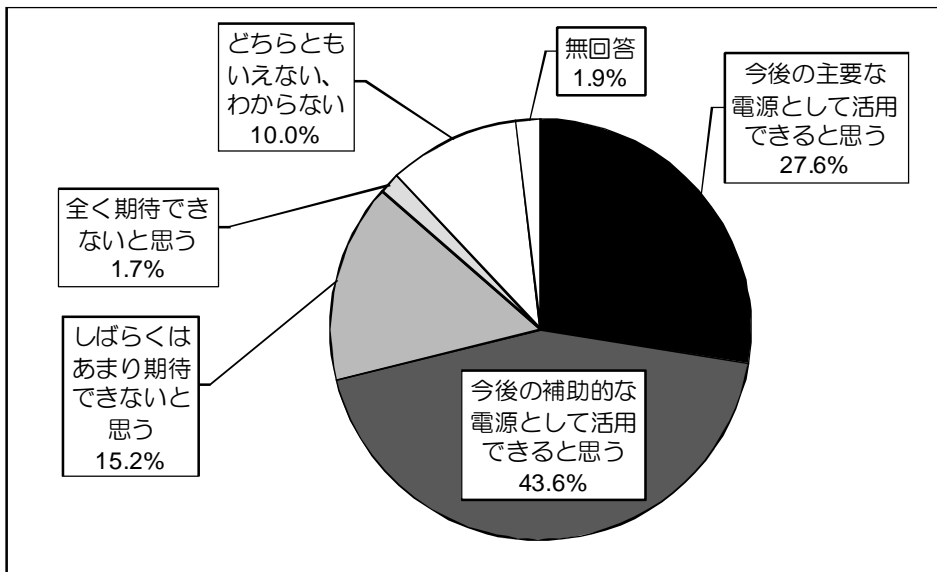
### ⑦ 東日本大震災に関連することについて

質問：東日本大震災と復旧・復興に関連することについておたずねします。あなたの意見に最も近いものをそれぞれ1つだけ選び○で囲んでください。

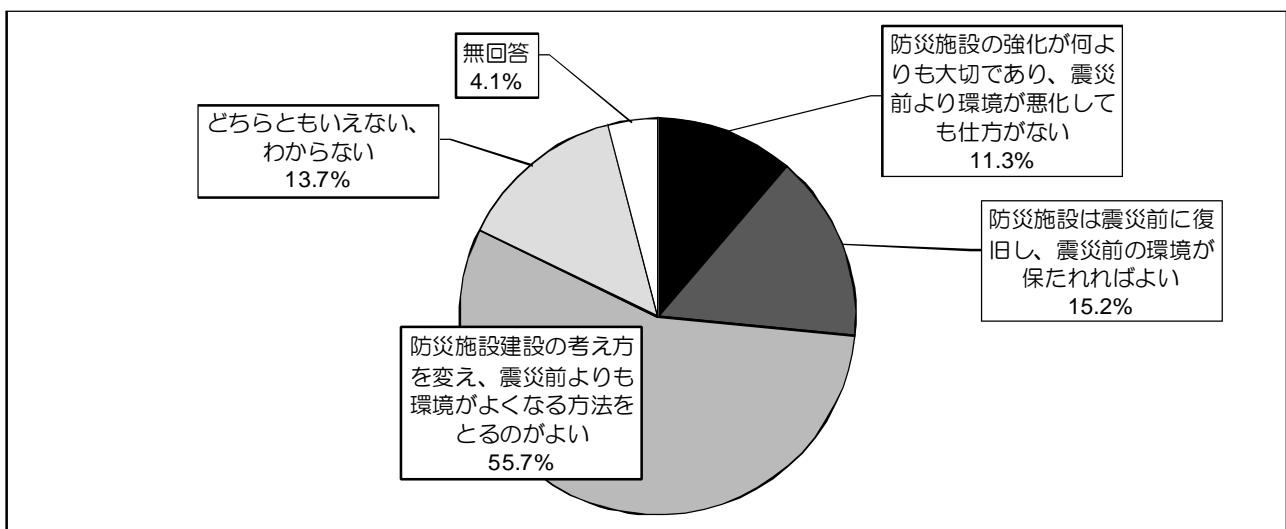
○大船渡市では、放射線による健康への影響はありますか。



○三陸地域における太陽光や風力などの自然エネルギーを使った発電について、どのように思いますか。



○防災施設の建設と、環境への影響についてどのように思いますか。

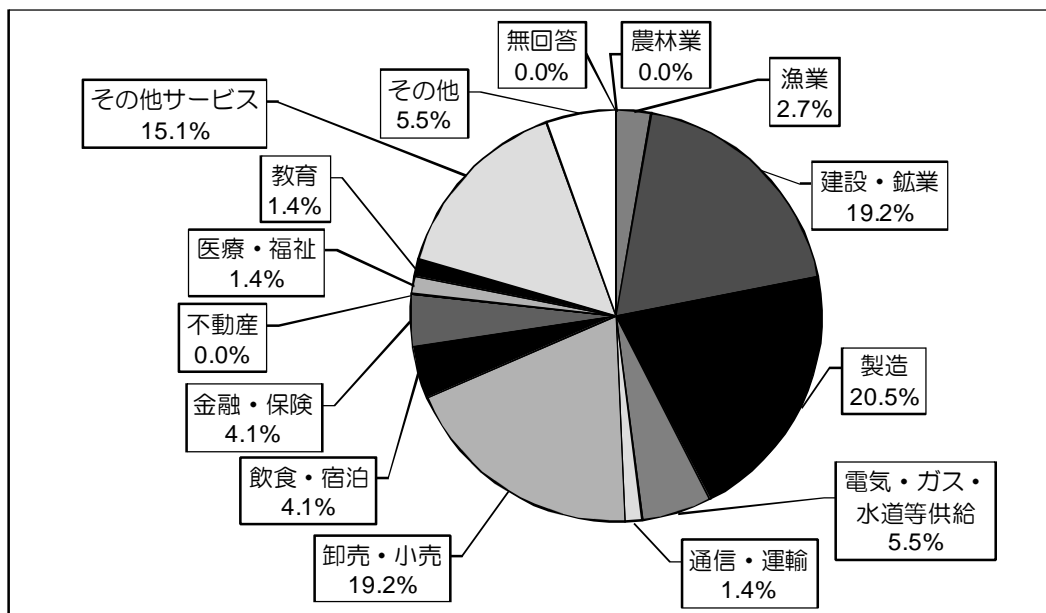


### (3) 事業者意識調査

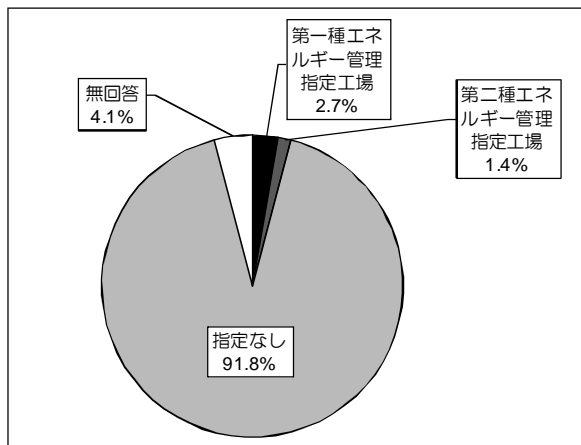
#### ① 回答者について

質問：貴事業所のことについておたずねします。あてはまるものをそれぞれ1つだけ選び○で囲んでください。

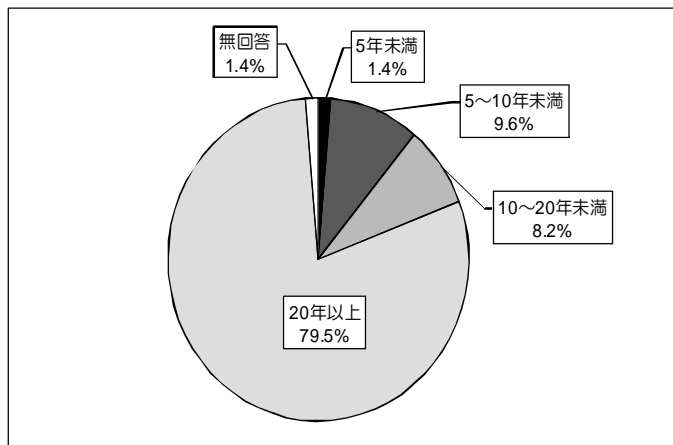
#### ア 主たる業種



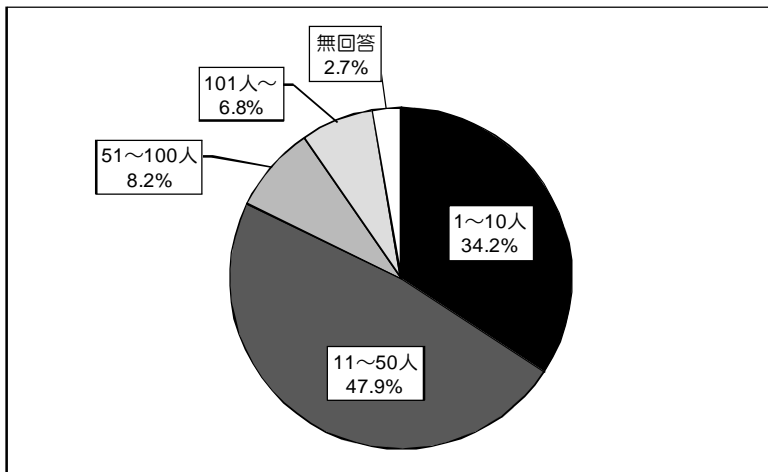
#### イ 省エネ法



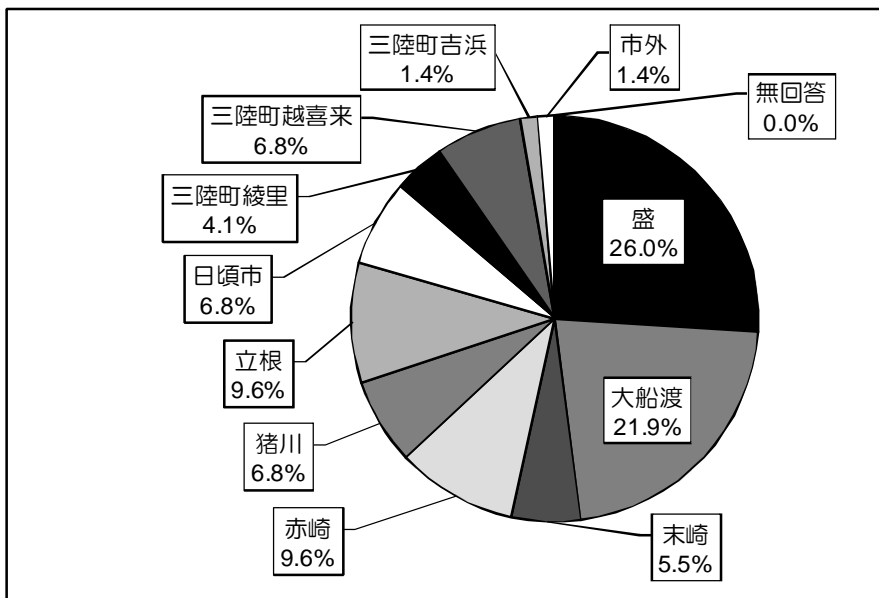
#### ウ 市内営業年数



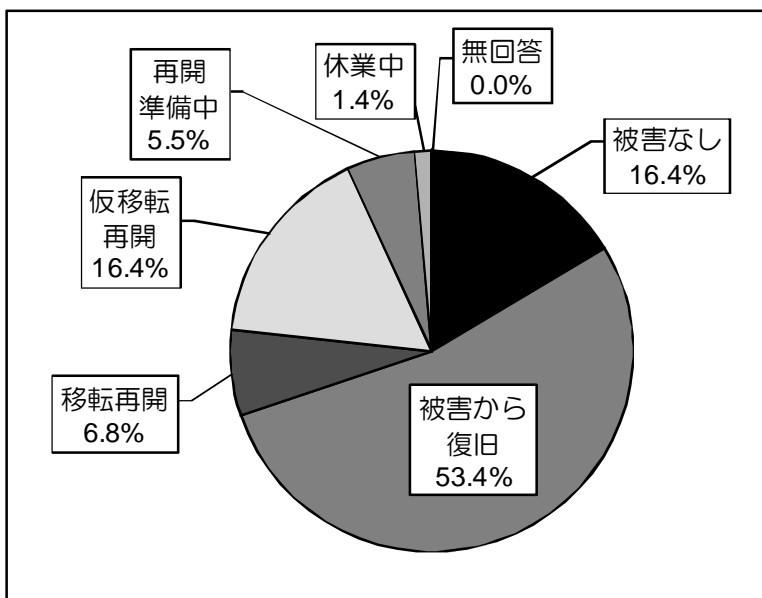
エ 従業員数（震災前）



オ 所在地区（現在）

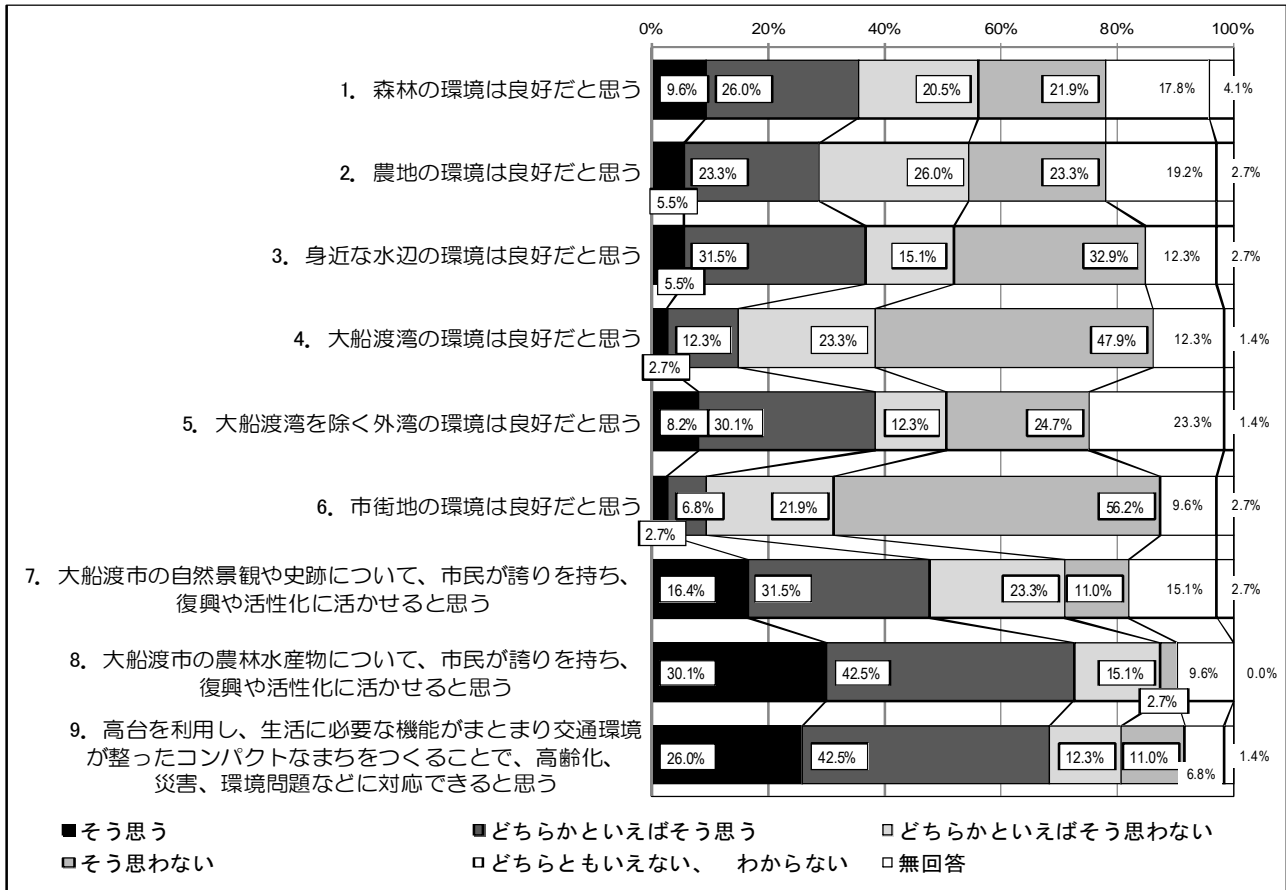


カ 震災被害と営業状況



## ② 現在の大船渡市の環境について

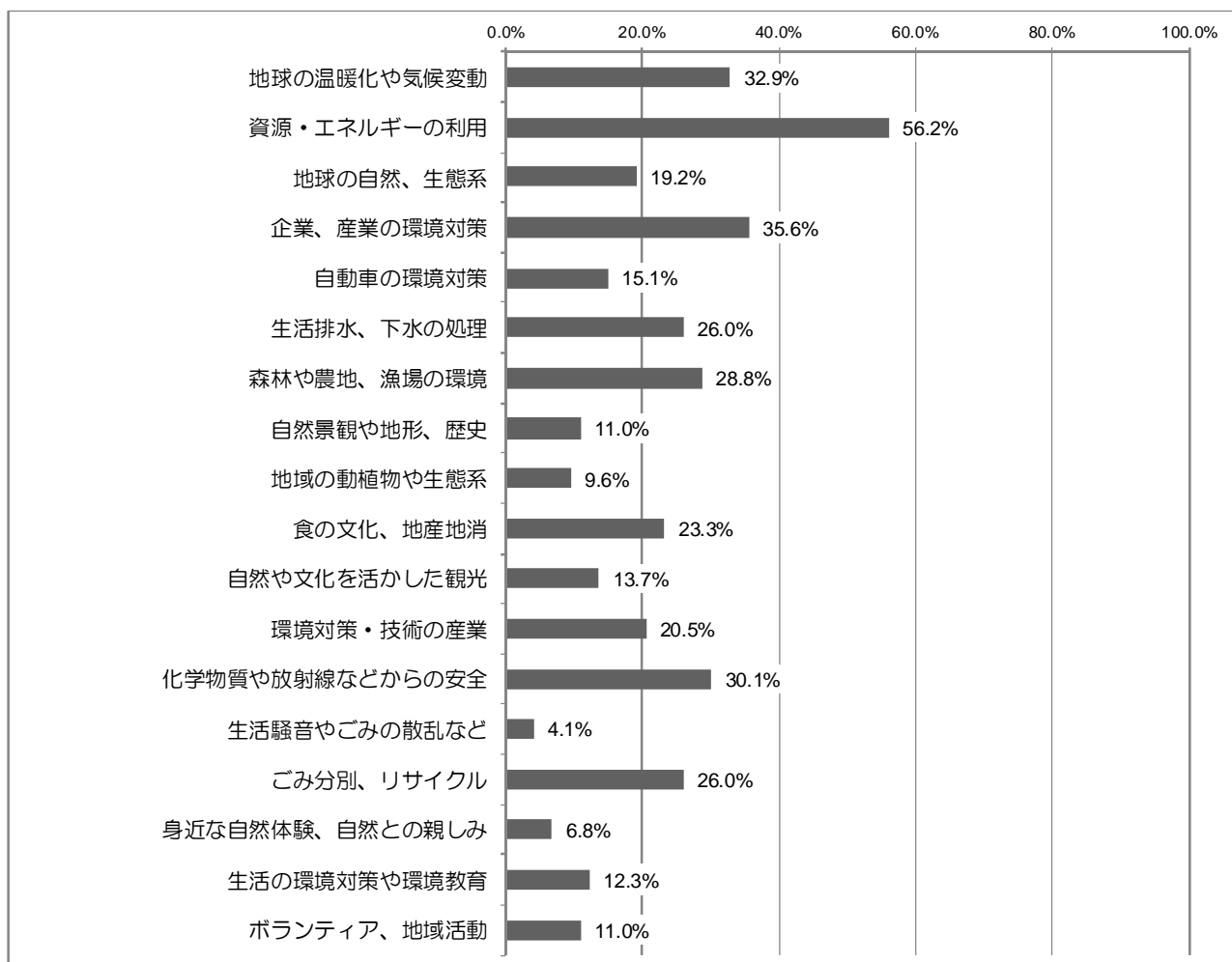
質問：震災後、現在の大船渡市の環境についておたずねします。貴事業所の方針に最も近いものをそれぞれ1つだけ選び○で囲んでください。





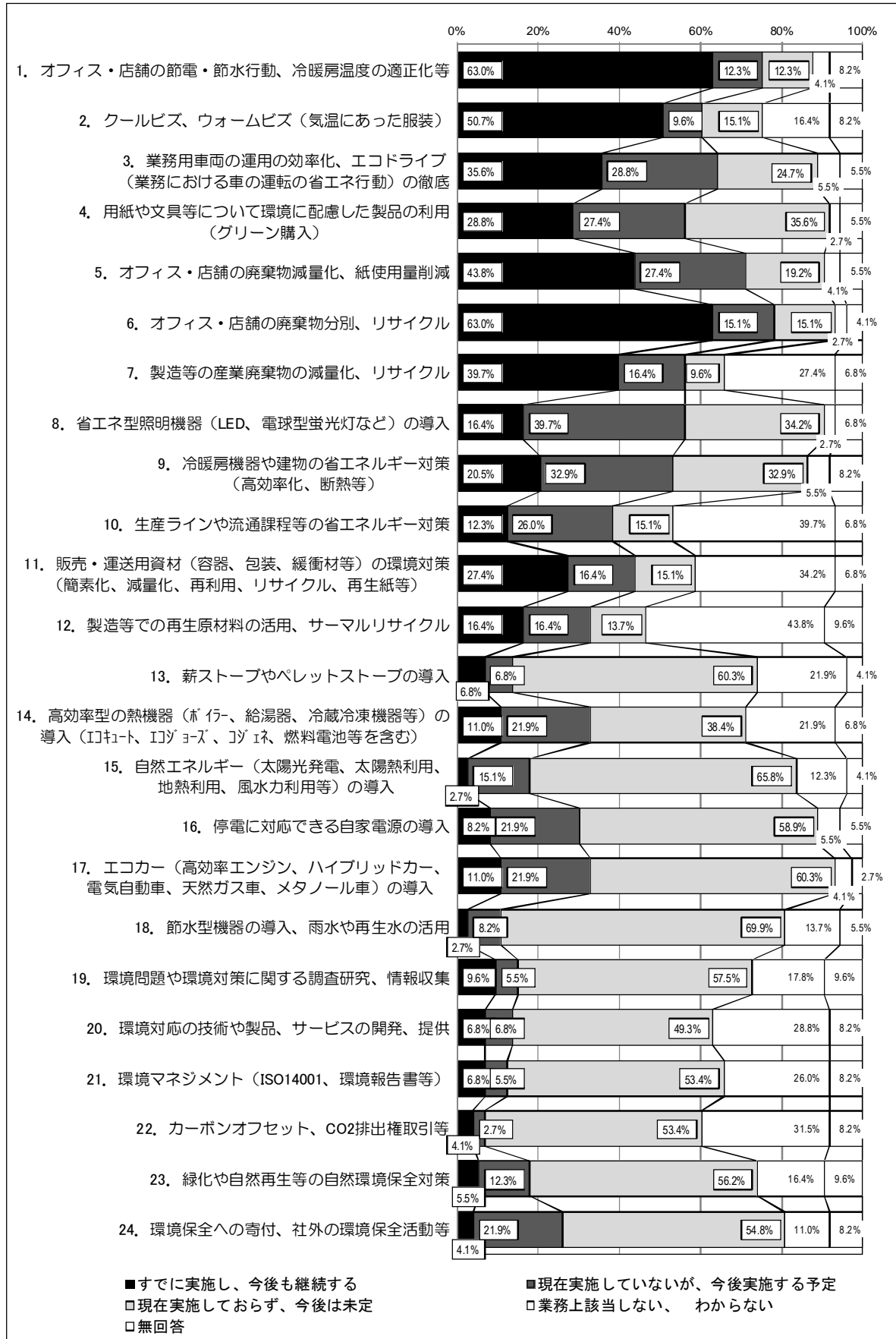
### ③ 環境のテーマについて

質問：貴事業所は現在、どのような環境のテーマに興味や関心やありますか。次の中から関心の高いものを選び○で囲んでください。数に制限はありません。該当しない場合、回答は不要です。



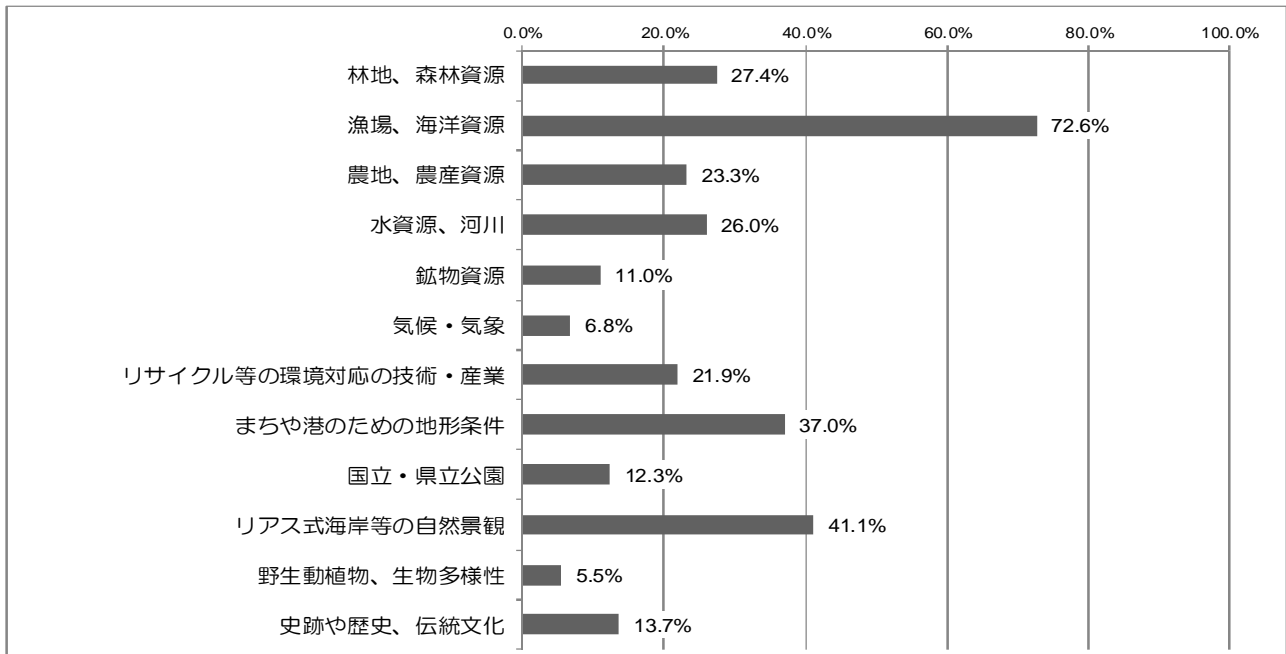
#### ④ 事業所内の取組について

質問：環境保全に向けた事業所内の取組についておたずねします。貴事業所の現状に最も近いものをそれぞれ1つだけ選び○で囲んでください。



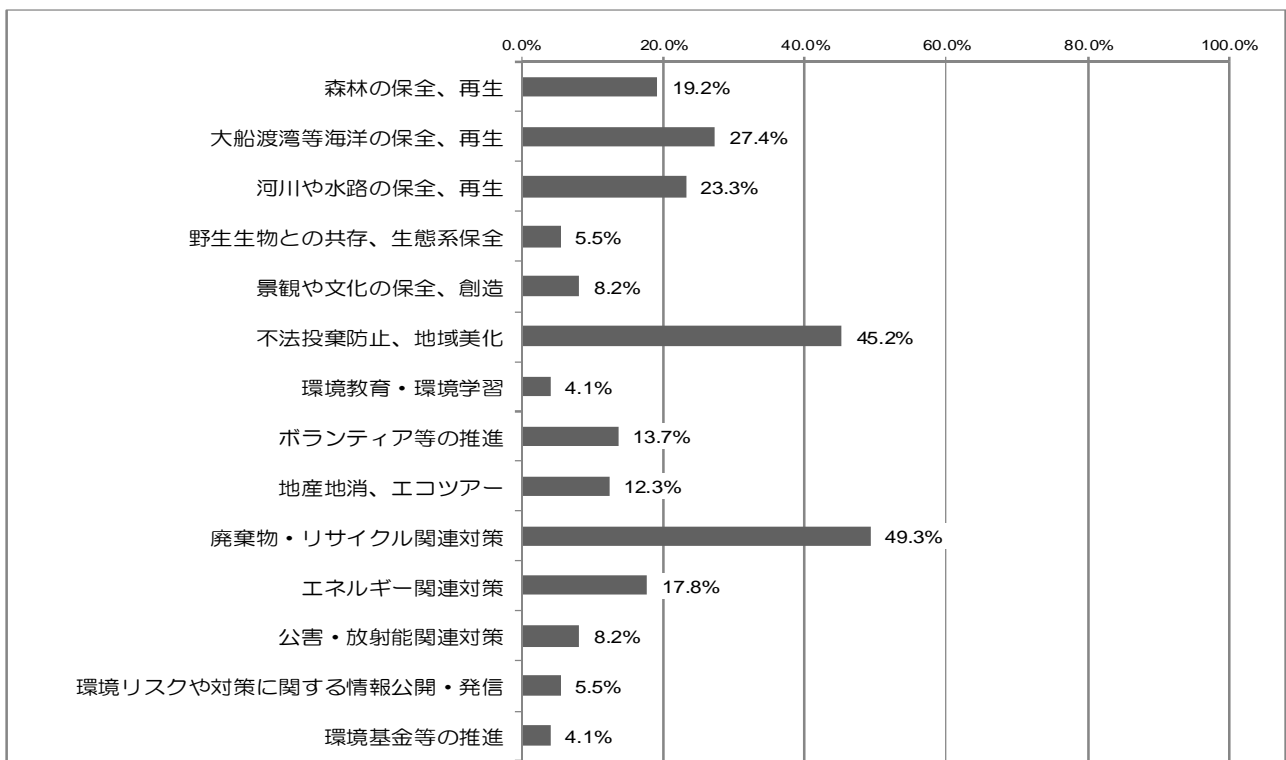
### ⑤ 大船渡市の自然資源・環境資源について

質問：大船渡市のどのような自然資源・環境資源が、復興や地域づくりに重要と考えますか。次の中から貴事業所の方針に近いものを選び○で囲んでください。数に制限はありません。該当しない場合、回答は不要です。



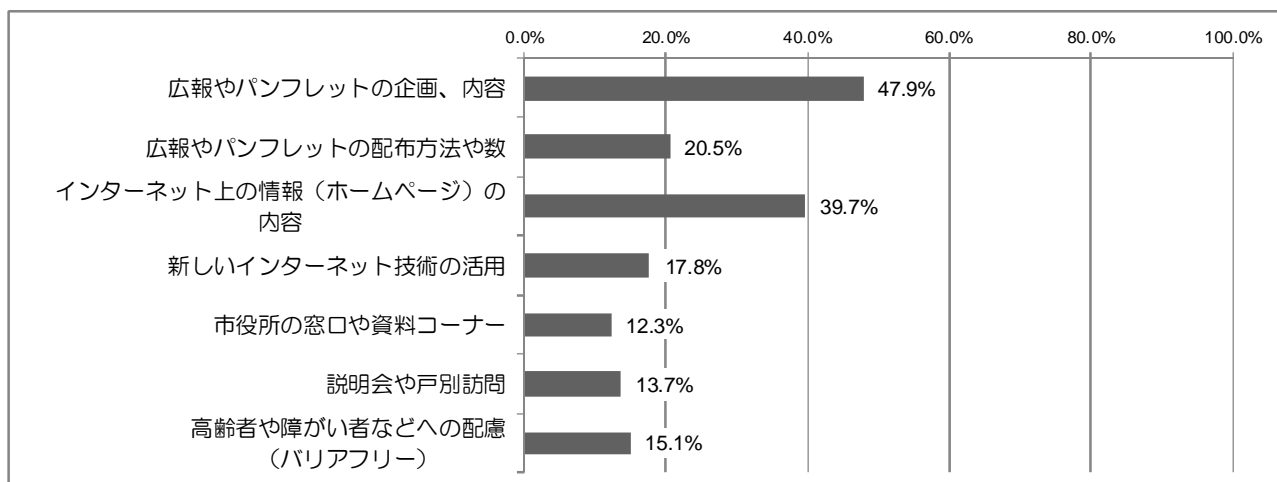
### ⑥ 環境保全への協力、貢献について

質問：環境保全の取組に関して、事業者としてどのようなことに協力、貢献ができると思いますか。次の中から貴事業所の方針に近いものを選び○で囲んでください。数に制限はありません。該当しない場合、回答は不要です。



### ⑦ 市役所からの情報について

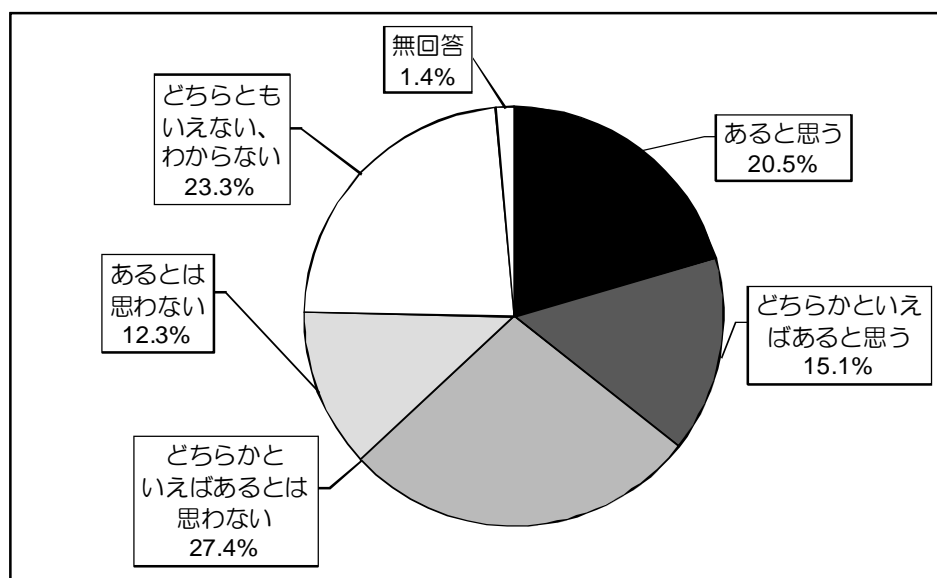
質問：市役所からのお知らせや情報について、どのようなことをもっと充実したらよいと思いますか。貴事業所の方針に近いものを選び○で囲んでください。数に制限はありません。該当しない場合、回答は不要です。



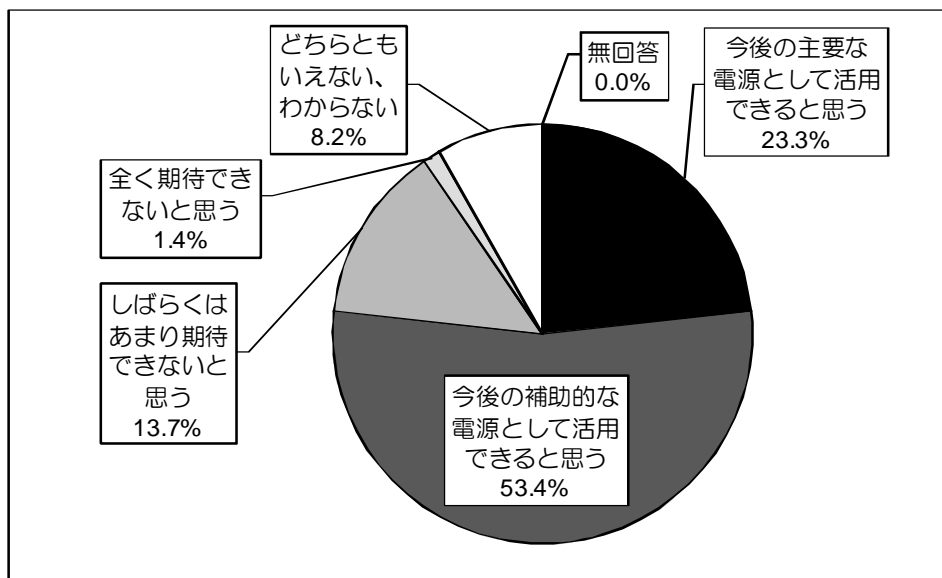
### ⑧ 東日本大震災に関連することについて

質問：東日本大震災と復旧・復興に関連することについておたずねします。貴事業所の方針に最も近いものをそれぞれ1つだけ選び○で囲んでください。

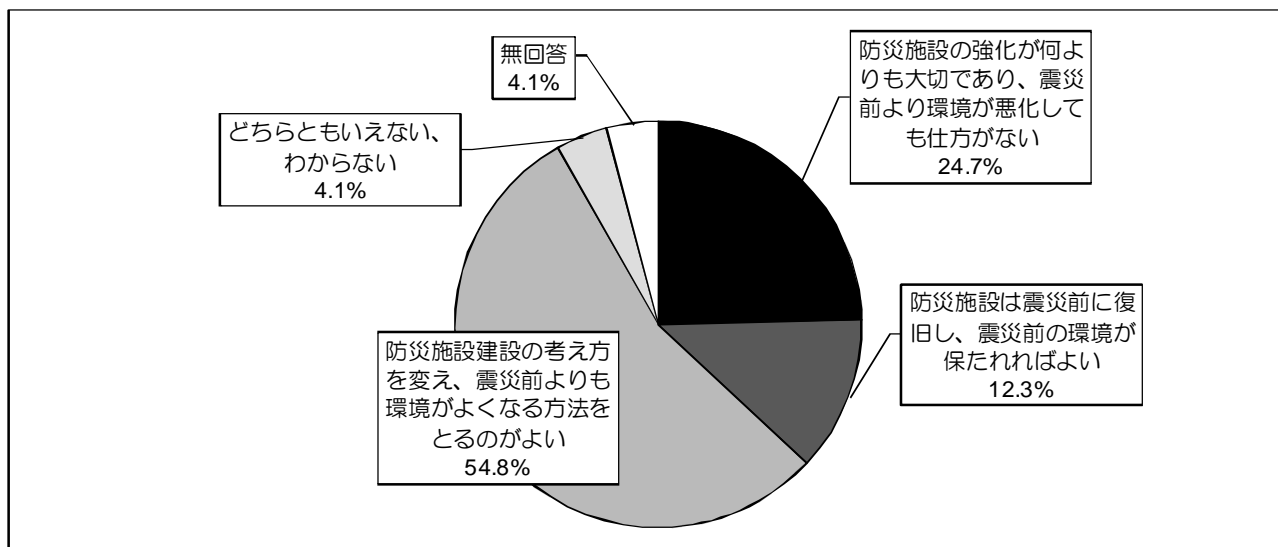
ア 大船渡市では、放射線による健康への影響はあると思いますか



イ 三陸地域における太陽光や風力などの自然エネルギーを使った発電について、どのように思いますか



ウ 防災施設の建設と、環境への影響についてどのように思いますか



## 5 環境基準等

### (1) 大気汚染に係る環境基準

#### ■大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下

#### ■有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下

### (2) 騒音に係る環境基準

類型	該当地域	地域の区分	基準値		該当地域
			昼間 (デシベル)	夜間 (デシベル)	
AA			50以下	40以下	-
A	専ら住居の用に供される地域 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	一般の地域 (道路に面しない地域)	55以下	45以下	都市計画用途地域
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下	
B	主として住居の用に供される地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	一般の地域 (道路に面しない地域)	55以下	45以下	
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下	
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般の地域 (道路に面しない地域)	60以下	50以下	
		車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下	
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車道 一般国道 県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2車線以下の道路の端から15m  2車線を越える道路の端から20m	70以下	65以下	-

### (3) 水質汚濁に係る環境基準

#### ■人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域）

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下

項目	基準値
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下
1,1-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

#### ■生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/ 100mℓ)	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1以下	25以下	7.5以上	50以下	吉浜川
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1以下	25以下	7.5以上	1,000以下	盛川本流・立根川
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5以上	5,000以下	
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	-	
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8以下	100以下	2以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2以上	-	

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値：全亜鉛 (mg/ℓ)	該当水域
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03以下	吉浜川・盛川本流・立根川
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03以下	

■生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		pH	COD (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/ 100mℓ)	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2以下	7.5以上	1,000以下	検出されないこと	大船渡湾・綾里湾・ 越喜来湾・吉浜湾
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3以下	5以上	-	検出されないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8以下	2以上	-	-	

イ

類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素 (mg/ℓ)	全磷 (mg/ℓ)	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2以下	0.02以下	
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3以下	0.03以下	大船渡湾・越喜来湾
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6以下	0.05以下	
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1.0以下	0.09以下	

ウ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全窒素 (mg/ℓ)	ノニルフェノール (mg/ℓ)	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02以下	0.001以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の 産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生 育場として特に保全が必要な水域	0.01以下	0.0007以下	-



#### (4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下

項目	基準値
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

#### (5) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg未滿
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125mg未滿
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下

## (6) ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質(水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/ℓ以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

## (7) 放射線・放射能に関する基準

### ① 追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた線量）

区分	目標値など
年間 20mSv 以上である地域 ※1	段階的かつ迅速に縮小することをめざす
年間 20mSv 未満である地域 ※1	長期的な目標として年間 1mSv 以下をめざす
岩手県内全域 ※2	年間 1mSv 以下

※1 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法基本方針」（平成 23 年 11 月 11 日、環境省）

※2 「放射線量低減に向けた取組方針について」（平成 23 年 9 月、岩手県）

### ② 低減措置実施の目安

区分	目標値など
空間線量率 ※	毎時 1 μSv 以上

※ 「放射線量低減に向けた取組方針について」（平成 23 年 9 月、岩手県）

### ③ 食品中の放射性物質濃度

食品群	基準値
一般食品	100 Bq/kg
乳幼児食品	50 Bq/kg
牛乳	50 Bq/kg
飲料水	10 Bq/kg

## 6 用語解説

### 【アルファベット】

#### BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標。

#### COD（化学的酸素要求量）

水中の被酸化性物質（有機物、無機物）を酸化するために必要とする酸素の量で、海域・湖沼の汚濁を示す代表的な指標。

#### 3R（スリーアール）

1. Reduce（リデュース）：廃棄物の発生抑制、2. Reuse（リユース）：再利用、3. Recycle（リサイクル）：廃棄物の再資源化の3つの頭文字をとったもの。循環型社会形成推進基本法において、これらに、4. サーマルリサイクル（熱回収）、5. 適正処分を加え、この順に優先的に廃棄物対策に取り組むことが望ましいとされている。

### 【ア～オ】

#### 愛知目標

正式名称は「生物多様性新戦略計画」。平成22（2010）年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択されたのにちなんで「愛知目標」もしくは「愛知ターゲット」と呼ばれる。平成62（2050）年までに「自然と共生する」世界を実現するというビジョン（中長期目標）を持って、平成32（2020）年までにミッション（短期目標）及び20の個別目標の達成をめざす。ビジョンについては、「平成62（2050）年までに、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される」ことが合意され、ミッションは、数値目標を含むより具体的なものとすることをめざしている。

#### アイドリングストップ

駐停車中の自動車のエンジンをかけっ放しにするアイドリングを止めること。自動車からの排ガスを抑制するとともに、エンジン音による騒音を防止する。自動車の排ガスには、窒素酸化物などの大気汚染物質や地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が含まれている。

#### アスベスト（石綿）

天然に産する鉱物で、防触性、耐熱性、耐薬品性などに優れた性質を持つことから、建築物の耐火被覆材、保温材、吸音材などに広く使用された。空気中に浮遊した状態において人が吸入した場合には、中皮腫（肺がん）などの健康被害が生じるおそれがある。

#### 一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、産業廃棄物以外の廃棄物として定義されている。具体的には、家庭から排出されるごみ・粗大ごみ・し尿・生活雑排水等の日常生活から排出されるすべての廃棄物と、事業活動にともなって生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物（事務所や商店、工場等から排出される紙くず、梱包に使った木くず、ダンボール、茶殻などの雑ごみ、飲食店や従業員食堂から排出される残飯や厨芥類、卸小売業から排出される野菜くず、魚介類等）をさす。

## エコカー

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて大気汚染物質や騒音の発生を減らしたり、燃費を向上させる技術が使われた自動車。二酸化炭素の排出や排熱も減っている。エンジン自体の新技术によるもの、天然ガス（LNG）車、ハイブリッド車（HV）、電気自動車（EV）などがある。

## エコドライブ

ガソリンの消費を抑えるなど、環境に配慮して自動車を運転すること。具体的には、環境にやさしい車に乗る、駐停車中の不要なアイドリングをしない、車両の適切な点検整備を実施する、急発進・急加速等をやめて省エネ運転をするなど。

## 汚水処理

家庭や事業場、畜産場などからの排水による環境汚染の防止のため、汚染物質の除去や分解などの処理を行うこと。

## オゾン

3つの酸素原子からなる分子で化学式はO<sub>3</sub>。極めて強い酸化力を持ち、殺菌や脱色・脱臭などに用いられている。地上10～50kmの成層圏にはオゾン濃度の高い大気層であるオゾン層が広がっており、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を守っている。強すぎる紫外線は生体に悪影響を及ぼし、炎症や皮膚がんにつながることもある。オゾン層でオゾン濃度が非常に低くなったところをオゾンホールと呼ぶ。オゾン層を破壊するフロン類は、世界的に使用が規制され、回収処理が求められている。

## 温室効果ガス

地表面から放出される赤外線を吸収し、地表の熱が宇宙空間に逃げないようにする、温室のような効果をもたらす大気中の気体で、主なものは水蒸気、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン類。このうち水蒸気を除いたものについて、人の活動からの排出が地球の平均気温の上昇（地球温暖化）につながっているとして、排出削減対象となっている。

## 【カ～コ】

### 合併処理浄化槽

台所、風呂、洗濯などからの生活雑排水をし尿と合わせて処理できる、合併処理式の浄化槽で、下水道計画等のない地域での水質汚濁対策として有効な汚水処理方法となっている。現在、し尿のみを処理する単独処理浄化槽は新設が認められておらず、既存のものについては合併処理浄化槽への切り替えが求められている。法律上の浄化槽は、合併処理浄化槽である。

### カーボンオフセット

二酸化炭素の排出削減について、ある団体もしくは地域での排出を、他の団体もしくは地域における排出削減に付け替えることにより、全体としての排出削減を進めるという考え方。具体的には、直接的に排出を削減する事業を行ったり、削減した量を排出権とよばれる権利の形にして売買する排出量取引といったことが行われる。

### 環境基準

環境基本法で「環境基準とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件についてそれぞれの人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」と定義されている。

### 環境共生型

「環境にやさしい」ともいう。生活や経済などを維持しながら、環境汚染の防止、3R、省資源・省エネルギー、自然保護など、環境保全に寄与、貢献すること。

## 環境騒音

環境基準が問題にされた頃から使われ始めた用語であるが、ある地点において、特定の音源のはっきりわかる騒音だけでなく、不特定多数の騒音が混じっている騒音をいう。例えば、住宅地で遠方及び近くの自動車や工場の音、人の足音、話し声、楽器音などが一緒になっている騒音。

## 環境への負荷・環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、公害の発生や自然環境の破壊という環境保全上の支障が生ずるおそれのある環境への影響をいう。

## 気候変動

気候の平年状態（通常 30 年程度）が長期的に変化すること。温室効果ガスの排出など人の活動の影響により地球規模で気候が変化していることが、世界全体の環境問題となっている。

## 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

気候変動に関する科学的知見を集めることを目的とした国連の学術機関。昭和 63（1988）年に設立され、平成 2（1990）年から平成 19（2007）年までの間に 4 回にわたる評価報告書を公表している。第 5 次の総合報告書の作成が進められており、平成 26（2014）年頃の公表が予定されている。

## 気候変動枠組条約（UNFCCC）

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を主な目的として、気候変動対策に取り組む国際的な枠組みを定めた国際条約。地球サミット（リオサミット）後の平成 7（1995）年には「気候変動に関する国際連合枠組条約締結国会議（COP）」が設立、平成 9（1997）年には COP3 が京都で開催され、平成 24（2012）年までの地球温暖化対策を方向付ける「京都議定書」の採択に至った。平成 24（2012）年 11 月にはカタールのドーハで COP18 が開催され、「京都議定書」の平成 32（2020）年までの継続について、合意がなされた。

## 京都議定書

平成 9（1997）年に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において採択された、地球温暖化対策に関する国際的な議定書。平成 24（2012）年までを約束期間として平成 17（2005）年 2 月に発効した。平成 2（1990）年を基準年として、先進国全体では 5.2%、日本は 6% の削減目標を定めるとともに、カーボンオフセットを始めとする市場の仕組みを活用した排出削減措置を定めた。

## 京都メカニズム

京都議定書の目標を達成するために、自国内での削減努力を前提としつつ、目標達成に不足する分については国外における取組で代替できるようにした、市場メカニズムを利用した仕組。クリーン開発メカニズム、共同実施、国際排出量取引に分けられる。国際的なカーボンオフセットの取引（クレジット）はこの仕組に基づいている。

## 空間放射線量（率）

放射線から空気が受け取るエネルギー量を測定したもの。放射線は見聞きすることはできず、専用の測定器によって感知、測定ができる。単位はグレイ（Gy）またはシーベルト（Sv）。このほか、放射性物質の放射能の強さを表すベクレル（Bq）などがある。

## クールビズ・ウォームビズ

オフィスの冷暖房設定温度を省エネルギー温度（夏は 28℃以上、冬は 20℃以下が目安）にし、それに応じた軽装（ノーネクタイ・ノー上着など）や暖かい衣服の着用を行うこと。

## 下水道（公共下水道）

一般家庭及び工場からの汚水を衛生的に処理する施設で、雨水まで一緒に処理する合流式、汚水のみを処理する分流式とがある。汚水が流れる管渠、ポンプ場、処理場からなる。

## 光化学オキシダント（OX）

大気中の窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や炭化水素（HC）などが、太陽の紫外線を吸収し光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称。光化学オキシダントが原因で発生する光化学スモッグは、日差しが強い夏季に多く発生し、目の粘膜への刺激や呼吸への影響といった健康被害や、農作物への影響をもたらすことがある。

## 降下ばいじん

大気に排出されたばいじん（すすや燃えかすの粒子）や舞い上がった粉じんなどのうち、大気中で浮かんでいられずに落下（降下）するものや、雨や雪などに取り込まれて降下するもののこと。

## 公共用水域

水質汚濁防止法では、「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道を除く」と定義している。したがって、一般にいわれる水域のほか、終末処理場を設定している下水道以外のすべての溝渠、水路が公共用水域に含まれる。

## 【サ〜ソ】

## 災害廃棄物

地震や津波、洪水などの大きな災害によって発生する廃棄物のこと。一時期に大量に発生し、木くずやコンクリート、金属、有機物（生ごみ）など様々なものが混在するため、通常の処理方法では対処が困難である。

## 最終処分場

最終処分場とは、一般廃棄物及び産業廃棄物を最終処分するのに必要な場所、設備の総体をさす。産業廃棄物の最終処分には、廃棄物の性状に応じて安定型（廃プラスチック類等）、管理型（汚泥類等）、遮断型（有害物質の溶出が埋立処分に係る判定基準を超える廃棄物）の3つのタイプがある。

## 里地・里山・里海

人と自然とのかかわりによって育まれた、生物多様性に富む豊かな自然環境をさす概念。もともとは、里は農林業を営む集落、里山は里の近くで薪炭（燃料）や落ち葉（堆肥）などの採集の場として利用されてきた農用林のことを指す。里山は落葉広葉樹やマツなどの二次林（雑木林）であるが、スギ、ヒノキなどの植林とともにある場合も多い。近年の生態学的な観点からは、集落、田畑、草地、二次林までを一体的な環境として、里地や里山とよぶ。里地・里山では、小さく様々な環境が混在する多様性と、人為の影響を受けた生態系の発達があり、人と自然との共生の象徴的な姿とされている。この考え方にならい、干潟や藻場、汽水をはじめとした、生物の多様性と生産性に富んだ海辺の自然環境と、それを利用してきた漁業集落の環境を一体的に捉えて、里海とよんでいる。

## 産業公害

特定の工場・事業場が汚染物質や騒音・振動、悪臭の排出源などとなって生じる公害のこと。これに対して、まち全体の排水や廃棄物、自動車の通行などから発するものを都市・生活型という。

## 産業廃棄物

事業活動にともなって生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの19種類をさす。産業廃棄物については、事業者が自らの責任で、環境汚染が生じないように適正に処理すべきことが義務づけられている。

## 酸性雪

寒冷期に雪となって降下する酸性雨のこと。酸性雨は、工場等からの排煙や自動車排ガス等に含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物が、大気中で反応して生じる pH（ピーエイチ：水素イオン指数）5.6 以下の酸性の雨をさす。酸性雨・酸性雪が降り注いで土壌や湖、河川が酸性化することにより、森林や水生生物等に重大な影響を及ぼす。

## サーマルリサイクル（熱回収）

プラスチックなどの廃棄物を燃料として利用し、熱の形で再資源化（リサイクル）を行うこと。

## 三陸海岸

青森県南東端から岩手県沿岸部を経て宮城県の牡鹿半島まで続く、東北地方の太平洋沿岸部の総称。総延長は 600km を超え、宮古市から北では海岸段丘が発達し、南ではリアス式海岸が形成されている。なお、三陸とは、本来は戊辰戦争の戦後処理で生まれた陸前・陸中・陸奥の 3 国の総称で、青森県全域、岩手県全域、白石市等を除く宮城県、秋田県の一部が該当する。

## 三陸復興国立公園（仮称）

陸中海岸国立公園など傑出した自然風景をもつ地域を中核に、「三陸復興国立公園」を創設し、東日本大震災からの復興の観点から、これまで以上に地域と連携して適切な自然の利用を推進し、地域振興に貢献しようとする取組。

## ジオパーク

ジオ（地球）に親しみ、ジオを学ぶ旅、ジオツーリズムを楽しむことをめざして、地形や地質の観察を通じて自然に親しみ、自然を学べるように設けた場所。

## 資源ごみ

新聞、段ボール、空き缶、空きビン、古布など再使用、再生利用が可能なごみのこと。

## 自然エネルギー

地球の自然環境そのものの中で、繰り返し起こる現象の中から得られる再生可能なエネルギーで、太陽光、地熱、風力、水力、波力、バイオマス（生物エネルギー）などがある。石炭や石油などの化石燃料に比べ、資源の枯渇の心配もなく、また、地球温暖化防止などの点からも注目されている。

## 自然公園

自然公園法に基づいて設定されるもので、国立公園、国定公園および都道府県立自然公園がある。自然公園法は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としている。

## 持続的な発展が可能な社会

持続可能な開発により形成される社会。持続可能な開発は、1987（昭和 62）年 4 月に公表された「環境と開発に関する世界委員会(WCED)」の報告書「われら共有の未来（Our Common Future）」の中心的な考え方として取り上げられた。この報告書では、持続可能な開発(Sustainable Development)を「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことがないような形で、現在の世代のニーズも満足させるような開発」と定義されている。

## 循環型社会

循環型社会とは、廃棄物などの発生を抑制し、資源やエネルギーの循環的な利用や適正な処分を進めること。資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、循環資源の利用や廃棄物等の発生抑制などの取組により、新たに採取する資源をできる限り少なくする社会をいう。

## 植生

ある地表を覆って生育している植物的共同体の総称。その場のあらゆる環境圧に耐え、生き残った植物によって形成され、原植生（人間による影響を全く受けていない植生）、代償植生（原植生が破壊され、代わって成立している植生）、現存植生（現時点で存在している植生）、潜在自然植生（一切の人為的介入を停止したと仮定し、その土地に成立しうる最も発達した植生）に分類される。

## 再生可能エネルギー

自然エネルギーとほぼ同義で、太陽光、風力、水力、地熱、空気熱、バイオマス（木材、廃棄物等）など、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出す、枯渇しないエネルギーの総称。

## 水源かん養・水源のかん養

雨水等を地下に浸透させ、保持し、水源を確保すること。かん養された地下水は浄化され、長時間かけて河川に還元される。都市化により水田等が減少すると、水田等が有する保水・防災機能が低下し、洪水や渇水を引き起こす原因となる。

## 水質汚濁

河川、湖沼、海域などの水質が、工場・事業場の排水、及び一般家庭からの排水により汚染され、人の健康や水中生物の生息活動を妨げていることをいう。

## 水質汚濁事故

有害物質や油などが、それらを扱っている施設などの事故によって水域へ流出すること。人為的な事故に限らず、天災を含む不可抗力による事故を含み、例えば、老朽化や自然災害等が原因で起きる施設の破損等による漏洩に続く放流、人為的な操作ミス等による放流及び爆発や火災による物質の飛散、引火等がある。

## 生活雑排水・生活排水

家庭からの排水のうち、台所、風呂、洗濯などからの排水（し尿は除く）をさす。この生活雑排水にし尿を加えたものを生活排水という。

## 生態系

生物群集（動物、植物、微生物など）と、それを取り囲む無機的環境要素（土、水、大気など）を統一体（システム）としてとらえた概念。生態系は、生産者、消費者、分解者、無機的環境要素の4つで構成されており、これらの構成要素が環境作用や生物相互作用などによって、エネルギーや物質が代謝・循環し、自然界のバランスを維持している。

## 生物多様性

生物の間にみられる変異性を総合的に示す言葉で、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性として捉えられる。生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で健全に繁殖を続けている状態を保全することを意味する。生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正な配分を目的として、地球サミット（平成4（1992）年）で生物多様性条約が採択された。

## 遷移（植生関連）

生育した植物によって土壌や日照などの条件が変わり、次にはその条件に適した別の植物が生育するというように、土地の植生が変化していく現象を植生遷移という。おおまかには、裸地から草や低木、日照を好む樹種、日陰でも育つ樹種へと入れ替わり、最終的に安定したものを極相林という。ただし、気候などの条件によって、遷移や極相の形は様々に異なる。裸地から極相林までになるには、数百年単位の長い期間を要する。



## 【タ～ト】

### ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（通称ダイオキシン）、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBをいう。ダイオキシン類は種類によって毒性が大きく異なり、2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラジオキシンがもっとも毒性が強く、発ガン性や胎児に対する催奇形性があるといわれている。ダイオキシン類の発生としては、ごみの焼却にともなう発生が全体の発生量の8～9割を占めている。

### 地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地球の気温が上昇することをいう。温室効果ガスの濃度が現在のまま増加した場合、地球全体の平均気温は21世紀末には、現在に比べ約2℃上昇し、海面水位が上昇したり、生態系や農業にも大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

### 地球環境問題

酸性雨、オゾン層の破壊、地球温暖化、有害廃棄物の越境移動、海洋汚染、野生生物の種の減少、熱帯林の減少、砂漠化、開発途上国の公害など、地球全体に影響を及ぼす問題及び一地域や一国だけに限定されない環境問題。

### 地産地消

地域で生産されたものを地域で消費する、また、地域で消費するものは地域で生産することをいう。輸送距離の短縮による環境負荷の軽減、安心できる産物の提供、地域の個性の増進、観光や産業の活性化といった効果が期待されている。

### 底質

環境基本法における公害の定義では、水質の汚濁の範疇として水質以外に水底の底質悪化も含まれる。底質とは堆積により水底に存在する堆積物、水底泥土そのもの、性質、形状、含有物等を総称していう。

### 低炭素社会

低炭素とは主な温室効果ガスである二酸化炭素を減らすことを意味する。日常生活や経済活動、まちづくりにおいて、気候に悪影響を及ぼさない水準に大気中の温室効果ガス濃度を低減させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会をいう。

### 都市公園

「都市公園法」に基づき国または地方公共団体が設置する公園または緑地で、基幹公園、特殊公園、都市緑地などがある。

## 【ナ～ノ】

### 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

亜硫酸ガスとも言われ、無色、刺激臭のある有毒な気体で、粘膜炎、特に気道に対する刺激作用が強く、空気中に0.012～0.015%あると人体に有害である。植物は0.003%でも枯死すると言われている。燃料中の硫黄分が燃焼したときに排出される。

### 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）

石油や石炭などの化石燃料の燃焼の際や動植物の新陳代謝によって発生する。温室効果ガスとして地球温暖化の主因といわれている。

### 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

赤褐色、刺激性のガスで、水に溶解しにくいので肺深部に達し、しかも吸収時の苦痛があまり激しくないため、大変危険である。急性中毒死の例が多く、作用は遅発性で、高濃度吸収後、数時間以上経過して突然強い症状が現れる。120～150ppmでは短時間でも危険である。障害は一般に一過性であり、慢性中毒の有無についてはまだ不明。

## 二次林

伐採や風水害、山火事などの後に生育し、極相に至る遷移の途中にある植生を二次植生といい、森林の場合は二次林ともいう。伐採や草刈りなどの人為の影響が継続してきた里山環境を指すことも多い。植林地や耕作地は該当しない。

## 【ハ～ホ】

### 東日本大震災

東北地方太平洋沖地震により引き起こされた大災害。最大震度7の強い揺れと国内観測史上最大の津波を伴い、東北・関東地方を中心とする広い範囲に甚大な被害をもたらした。また、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、放射性物質が漏れ出す深刻な事態になった。本震は平成23(2011)年3月11日午後2時46分に発生、牡鹿半島の東南東130km、地下21km付近を震源とし、日本観測史上最大規模となるマグニチュード9.0の巨大なものであった。さらに岩手県沖から茨城県沖にかけていくつもの地震が連動して発生した。

### 微小粒子状物質 (PM2.5)

浮遊粒子状物質のうち、直径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の超微粒子で、人体への影響がより大きいと考えられている。平成21(2009)年に大気汚染物質として環境基準が定められた。ディーゼル排気微粒子などがある。

### 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のもの。ディーゼル車の排出ガス、工場のばい煙、道路粉じん等が主な原因とされ、肺や気管などに沈着して、呼吸器に影響を及ぼす。

### フロン類

メタン・エタン等の炭化水素に塩素やフッ素等のハロゲンが結合した化合物の総称。炭素、水素、フッ素の原子の数により、フロン11、フロン12、フロン113と呼ばれ、量産しているだけで約20種類あるといわれている。フロンガスは、エアロゾルの噴霧剤、エアコンの冷媒、電子部品の洗浄剤などとして、広く使われており、成層圏中のオゾン層を破壊し、皮膚がんの引き金となったり、異常気象を起こしたりするとされている。

### 粉じん

粉じんは、工場・事業場のばい煙発生施設及び粉じん発生施設、あるいは自動車の通行などにより大気中に発生する。この粉じんは、粗大な粒子のもの（降下ばいじん）と微細な粒子のもの（浮遊粉じん）とに大別される。浮遊粉じんのうち粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子は、沈降速度が小さく大気中に比較的長期間滞留するため、人間の気道または肺胞に沈着して呼吸器に影響を及ぼすことから、これを浮遊粒子状物質として、環境基準が定められている。

### 部門（温室効果ガス排出量推計関連）

国や地域からの二酸化炭素排出量の推計において用いられる排出源別の大分類。産業部門は農林水産業、建設業・鉱業、製造業のエネルギー消費、民生部門は住宅や業務施設におけるエネルギー消費、運輸部門は自動車（自家用、運輸営業用）、鉄道、船舶のエネルギー消費、廃棄物部門はごみ焼却からの発生が対象である。民生部門のうち、住宅におけるものを家庭、店舗やオフィス、病院等の業務施設におけるものを業務とする。

### 閉鎖性水域

地形等により水の出入りが悪い内湾、内海、湖沼等の水域をいう。水の交換性が悪いことから、水質が汚染されやすく、富栄養化が起こりやすく、また、水底に汚濁物質が堆積しやすい。

### ヘドロ

水底に堆積した柔らかな泥のことで、有機物を多く含み、腐敗により汚濁や悪臭を発生する場合も多く見られる。

## 放射性物質

放射線を発する能力（放射能）を有し、放射線を発する物質のこと。

## 放射線

放射性物質から出てくる微粒子や電磁波のこと。原子力発電所の原子炉の中にもあるが、大地や食物など自然界からも放出されている。α（アルファ）線、β（ベータ）線、x（エックス）線、γ（ガンマ）線、中性子線などがある。放射線には物質を透過したり、そのエネルギーによって物質を変質させる性質があり、放射線の種類によって性質が異なる。放射線を受けることを被ばくといい、体内に取り込まれた放射性物質による被ばくを内部被ばくという。

## 【マ～モ】

### メタン（CH<sub>4</sub>）

無色の可燃性気体で、天然ガスの主成分である。有機物が嫌気状態で腐敗、発酵するときに生じる。二酸化炭素に次ぐ重大な温室効果ガスとされる。深海の海底で水とともに固体化しているものがメタンハイドレートで、未来のエネルギーとして注目を集めている。

## 猛禽類

ワシやタカ、トビ、フクロウなど、鋭い爪とくちばしを持ち、他の動物や腐肉を餌とする鳥類の総称。食物連鎖の頂点に位置し、狩りのために広い自然環境を必要とするため、個体数が少なく、環境変化の影響を受けやすい。

## 【ラ～ロ】

### 類型指定

水質汚濁及び騒音の環境基準について、国が設定した類型別の基準値に基づき、都道府県知事が、水質汚濁に関しては水域の利用目的、水質の現状など、騒音に関しては都市計画区域などを勘案し、具体的な地域をあてはめ、指定することをいう。

## 【ワ】

### 湾口防波堤

湾内への津波を防ぐために湾口付近に設置された、大規模な防波堤。大船渡湾では昭和35年のチリ地震津波を機に設置されたが、東日本大震災において崩壊した。